

**第2期白石町  
子ども・子育て支援事業計画  
(白石町子どもの未来応援計画)**

**【案】**

白 石 町



# 目 次

<b>第1章 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
<b>第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況.....	5
2 子育て支援の状況.....	11
3 将来人口推計.....	15
4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況.....	17
5 「白石町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況.....	32
6 白石町の子ども・子育て支援の課題.....	34
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	35
3 施策体系.....	36
<b>第4章 子ども・子育て支援サービス</b> .....	<b>37</b>
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	37
2 教育・保育提供区域の設定.....	38
3 保育の必要性の認定について.....	40
4 子ども・子育て支援給付.....	41
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	43
6 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策.....	44
7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保.....	56
8 関連施策の展開.....	57
<b>第5章 次世代育成支援行動計画</b> .....	<b>59</b>
1 次世代育成支援行動計画の評価.....	59
2 各種施策の実施状況や今後の展開.....	60
<b>第6章 白石町子どもの未来応援計画</b> .....	<b>83</b>
1 はじめに.....	83
2 計画の基本的な考え方.....	84
3 子どもを取り巻く状況.....	85
4 重点施策.....	97
5 施策体系.....	98
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>100</b>
1 市町村等の責務.....	100
2 計画の推進に向けた役割.....	100
3 計画の推進に向けた3つの連携.....	102



# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化が進み、今後、人口構造が不均衡となることで、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、少子化の進行は、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、様々な要因が複合的に絡み合っているものと考えられます。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。そうした中で、社会環境等、子どもと家庭を取り巻く環境の変化は続いており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成26（2014）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。そして、令和元（2019）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となっています。

白石町（以下「本町」という。）では、平成22（2010）年3月に策定した「白石町次世代育成支援後期行動計画」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「白石町子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「白石町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「第2次白石町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。また、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」を勘案して定める、本町の子どもの貧困対策計画を内包するものとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本町が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

### 【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村計画」を内包する計画とします。

### 【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 【「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から抜粋】

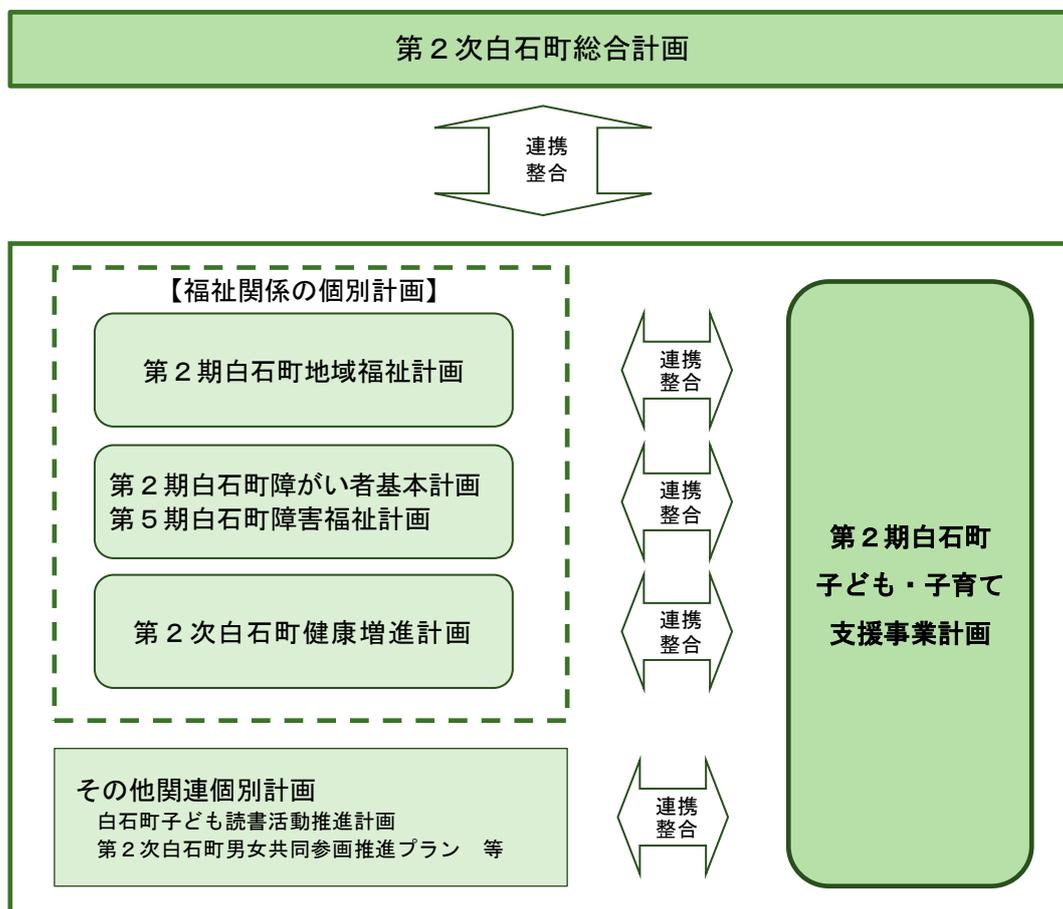
(都道府県計画等)

第九条 (略)

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第2次白石町総合計画」の下、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものであり、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

#### 計画の位置づけ



### 3 計画の対象

本計画の対象は、本町の子どもと子育て家庭を対象とします。

## 4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
白石町子ども・子育て支援事業計画									
			計画の策定		第2期白石町子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制

### 〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定に当たり、子育てに関する状況や、これからの子育て施策への期待等を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「白石町子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

### 〔子ども・子育て会議の開催〕

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、保護者の方や、子ども・子育て支援の関係団体・機関、学識経験者等により構成される「白石町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

### 〔パブリックコメントの実施〕

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

### 〔国・県との連携〕

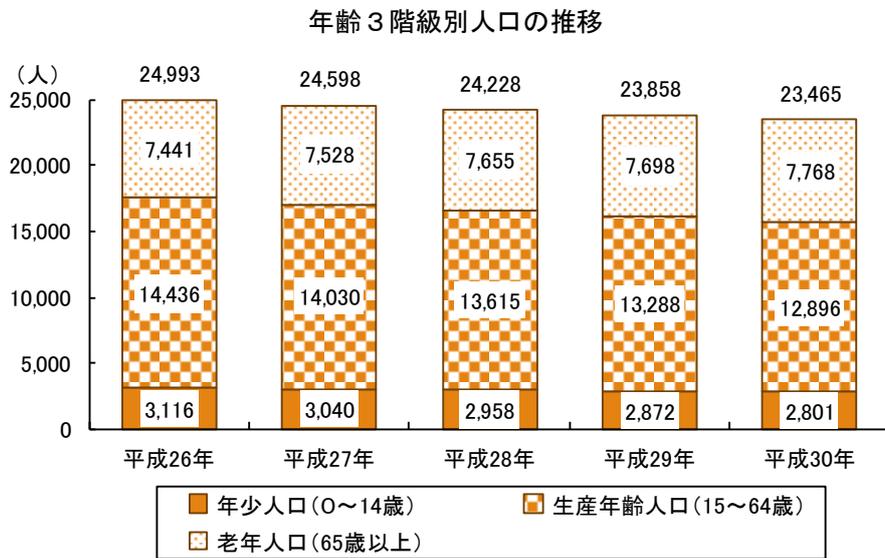
本計画の策定に当たっては、国や県の示す考え方や方向性などと連携、整合をとりながら策定しています。

## 第2章 白石町の子ども・子育てを取り巻く環境

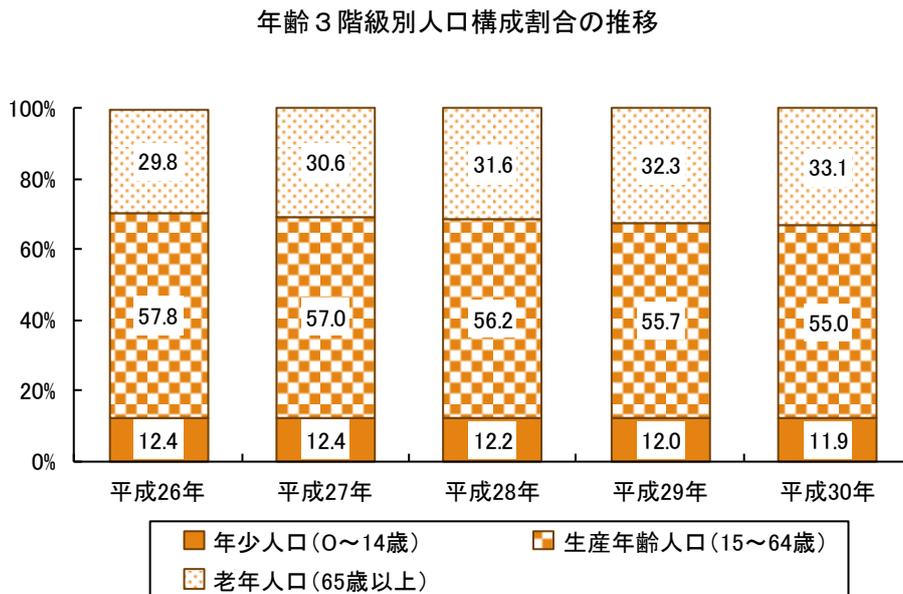
### 1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

#### (1) 人口の推移

年齢3階級別人口の推移をみると、本町の総人口は、平成26年の24,993人から平成30年は23,465人と、約1,500人減少しています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、減少が続いており、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。構成割合についても同様に、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、低下が続く一方で、老年人口（65歳以上）は上昇が続いています。



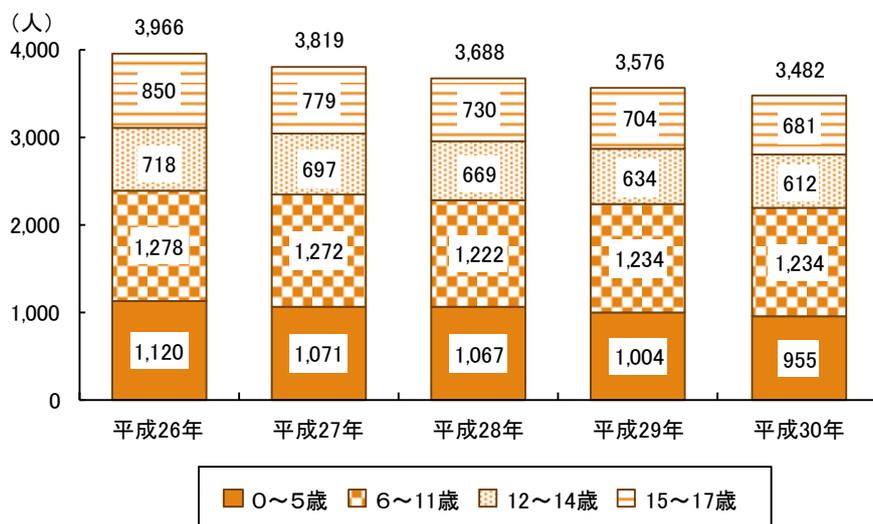
資料：住民基本台帳（各年4月1日）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口の推移をみると、各年齢層ともに、おおむね減少傾向となっています。平成26年から平成30年にかけて、15～17歳は169人減少、0～5歳は165人減少となっており、減少幅が大きくなっています。

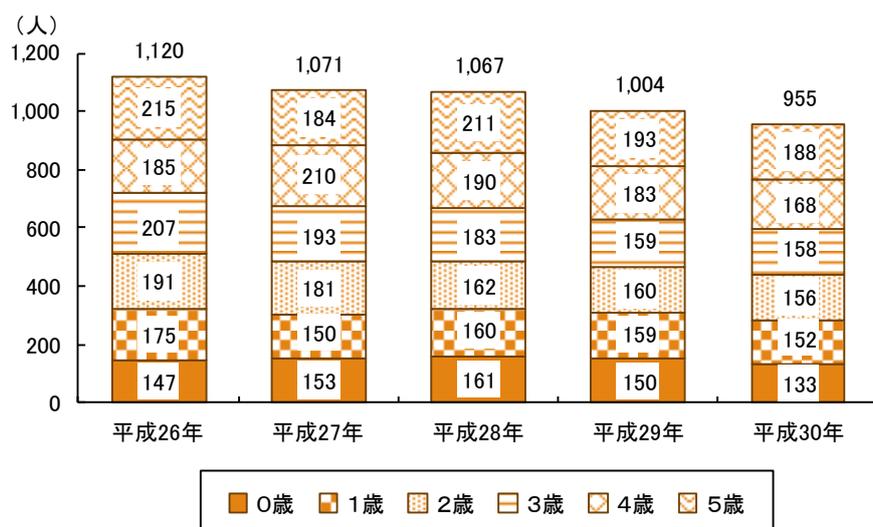
児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

0～5歳の未就学児童の1歳階級別人口の推移をみると、平成28年以降はいずれの年齢も減少が続いています。

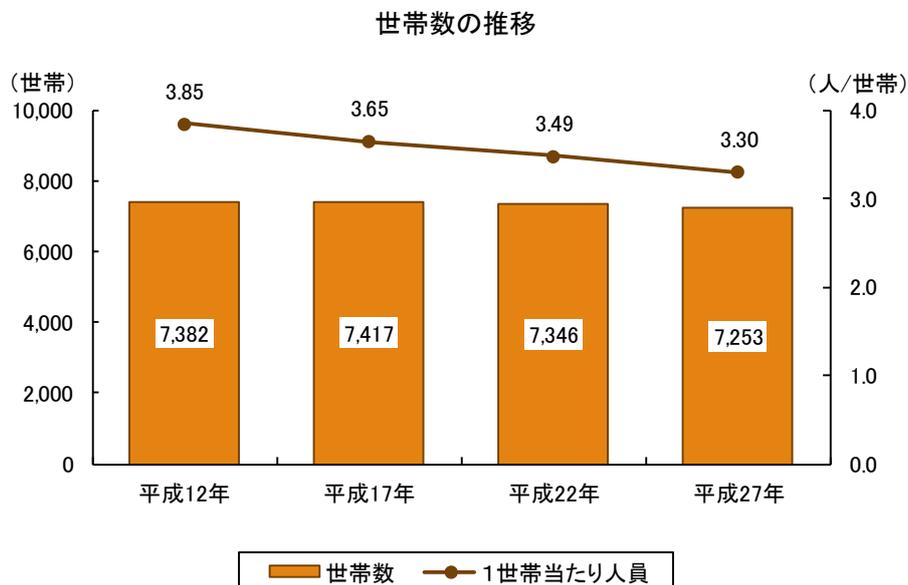
未就学児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

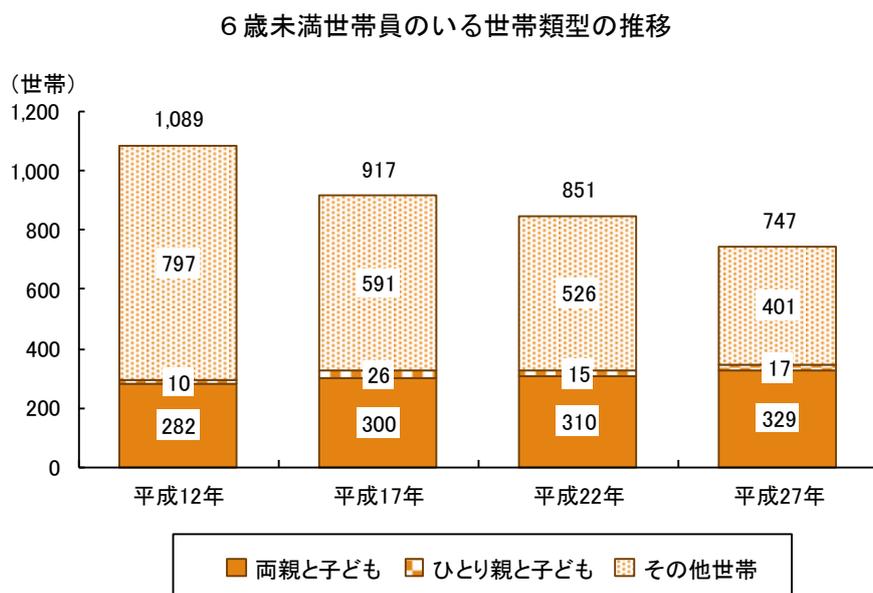
## (2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成12年の7,382世帯から、平成27年は7,253世帯に減少しています。また、1世帯当たり人員も減少が続き、平成12年の3.85人から、平成27年は3.30人となっています。



資料：国勢調査

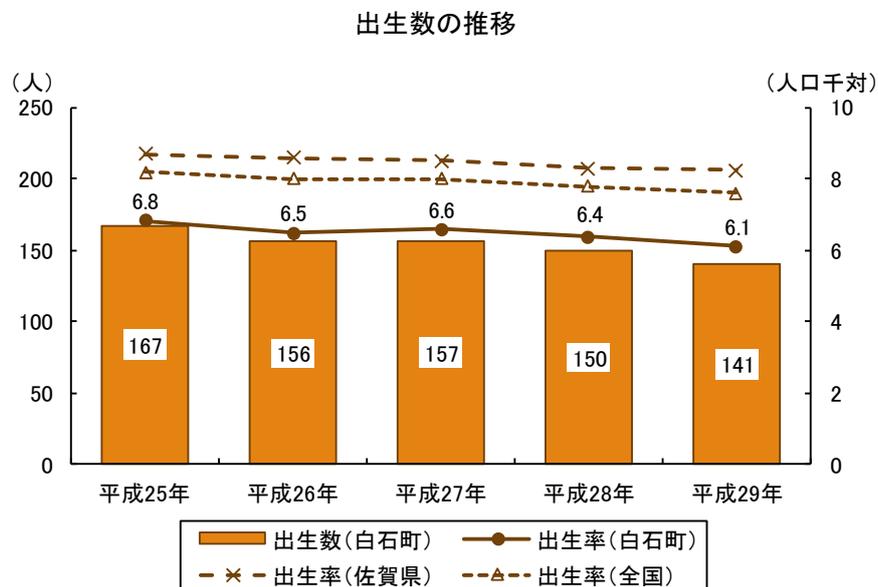
6歳未満世帯員のいる世帯類型の推移をみると、全世帯数は平成12年の1,089世帯から、平成27年は747世帯に減少しています。世帯類型では、両親と子どもが増加する一方で、その他世帯は減少しており、両親と子ども、ひとり親と子どもを合計した核家族世帯は、平成27年には46.3%と半数近くを占めています。



資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

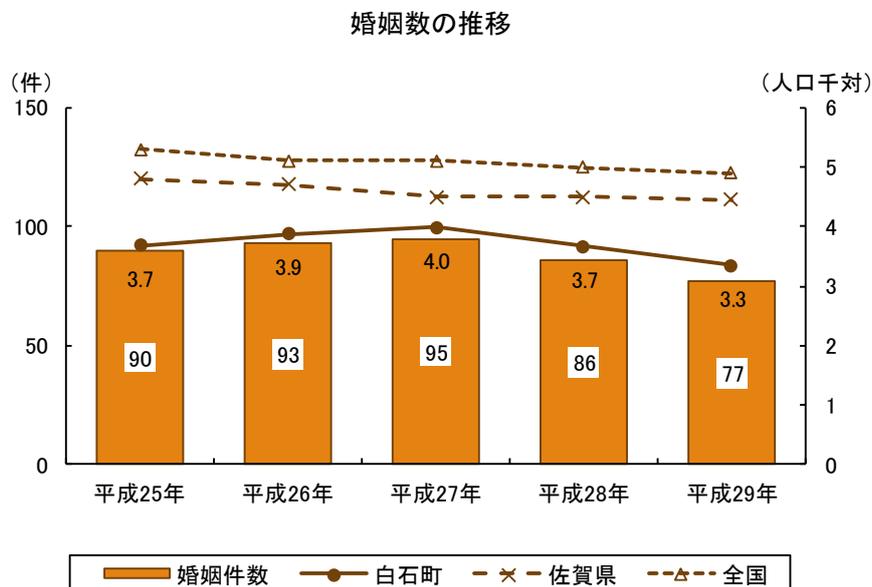
出生数の推移をみると、本町の出生数は、減少傾向にあり、平成25年は167人でしたが、平成29年は141人となっています。また、人口1,000人当たりの出生数である出生率も低下傾向となっており、いずれの年も全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。



資料：人口動態統計（佐賀県）

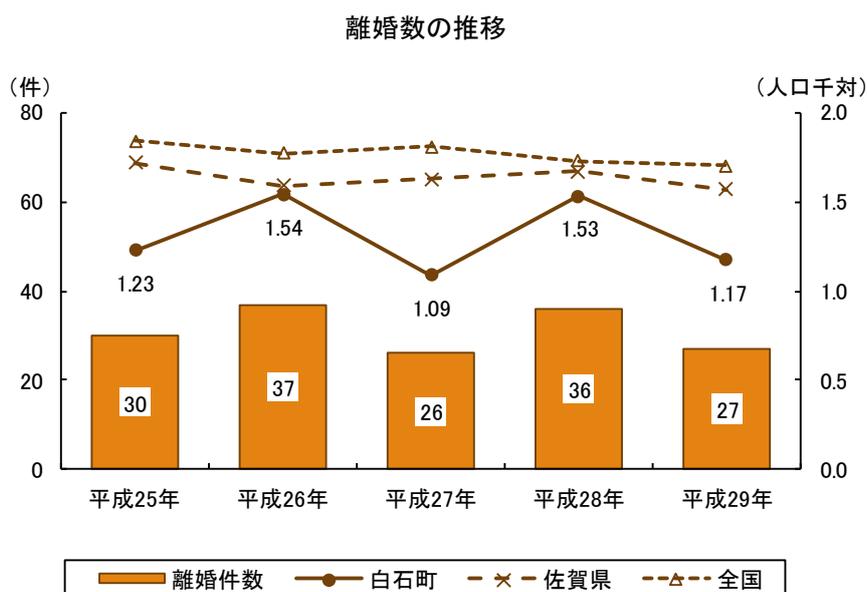
#### (4) 婚姻と離婚の状況

婚姻数の推移をみると、本町の婚姻件数は平成27年以降減少が続いており、平成29年は77件となっています。また、婚姻率を全国や佐賀県と比較すると、本町は、いずれの年も全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。



資料：人口動態統計（佐賀県）

離婚数の推移をみると、本町の離婚件数は20~30件台で推移しています。また、離婚率を全国や佐賀県と比較すると、平成26年は佐賀県と近い値となっていますが、ほかの年は全国や佐賀県よりも低い値で推移しています。

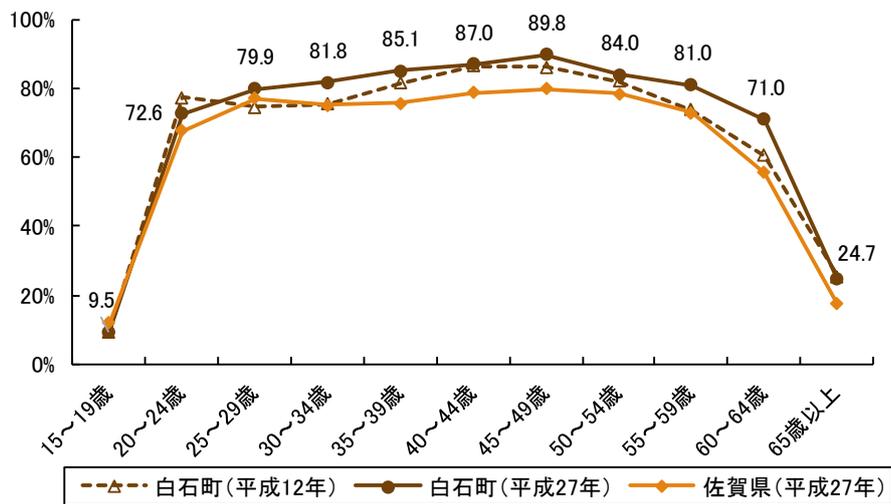


資料：人口動態統計（佐賀県）

## (5) 就労の状況

女性の就業率の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて、20歳代後半から30歳代後半は就業率が上昇しており、平成27年の佐賀県との比較では、20歳代以降、いずれの年代も本町が上回っています。

女性の就業率の推移



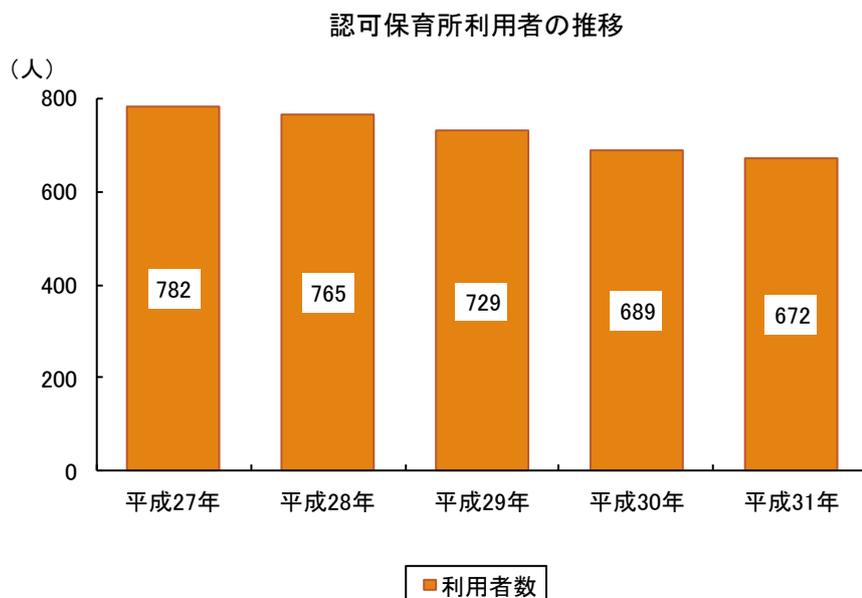
資料：国勢調査

## 2 子育て支援の状況

### (1) 認可保育所の状況

各年4月1日現在の認可保育所利用者数の合計は、平成27年の782人から平成31年には672人と減少が続いています。

平成31年度の定員に対する利用者数は、全ての認可保育所において定員を下回っています。



(単位：人)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	31年度定員数
福富保育園	184	169	170	159	157	200
須古保育園	85	88	81	77	67	110
六角保育園	109	109	98	87	78	90
あかり保育園	88	95	88	78	79	100
福田保育園	49	47	56	56	54	65
有明ふたば保育園	117	127	124	117	116	130
有明わかば保育園	60	51	49	56	59	75
みのり保育園	55	49	47	43	47	65
管外保育所	35	30	16	16	15	-
合計	782	765	729	689	672	835

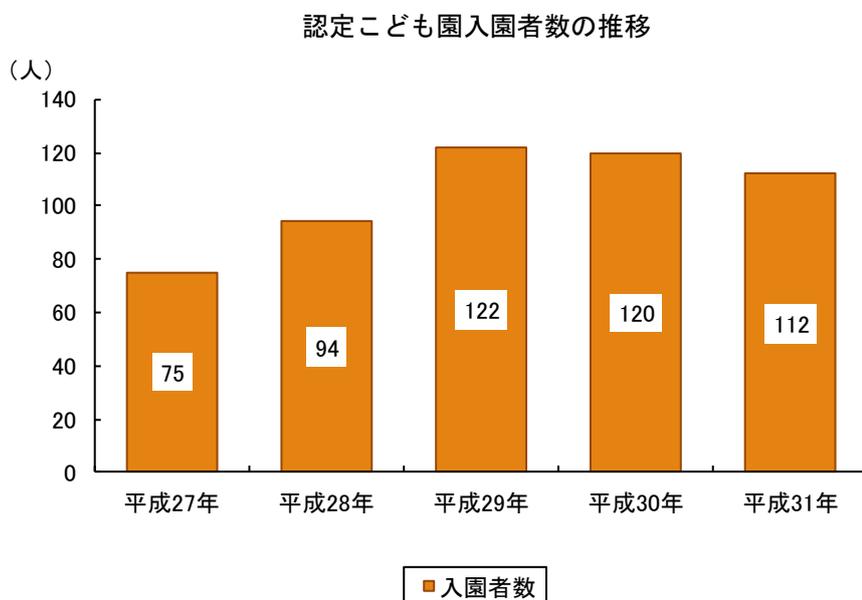
(注) 管外受託を含む。

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 認定こども園の状況

各年4月1日現在の認定こども園入園者数の合計は、平成27年の75人から平成29年には122人と増加が続いていましたが、以降、減少に転じており、平成31年には112人となっています。

平成31年度の定員に対する入園者数は、保育では定員を上回っています。



(単位：人)

施設名		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	31年度定員数
ありあけ幼稚園	教育	53	46	56	52	39	60
	保育	22	48	66	68	73	66
合計		75	94	122	120	112	126

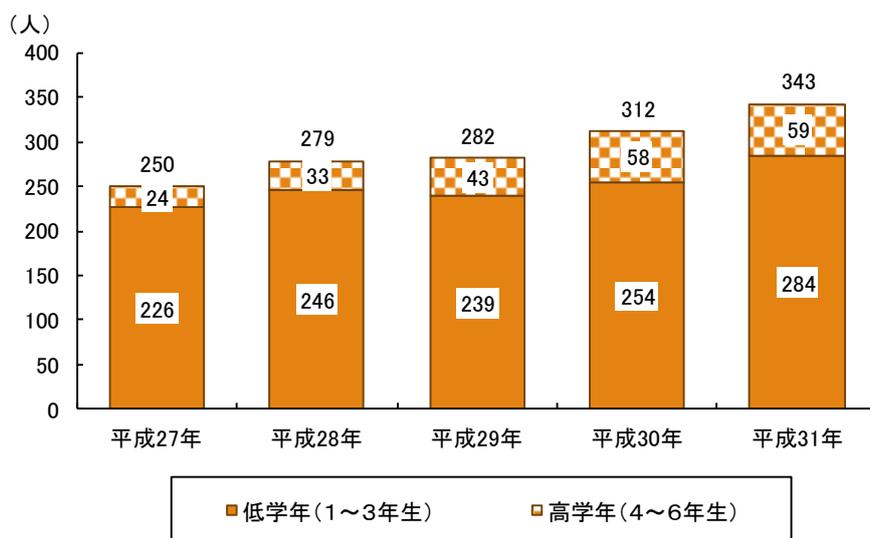
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 放課後児童クラブ利用者の状況

各年5月1日現在の放課後児童クラブ利用者数は、平成27年の250人から、平成31年の343人と年々増加傾向にあります。

学年別にみると、低学年は年度ごとの増減はあるものの増加しており、高学年は増加が続いています。

放課後児童クラブ利用者の推移



#### 低学年（1～3年生）

(単位：人)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
須古小スマイルクラブ	23	29	36	36	35
六角小わかばクラブ	24	31	25	22	26
白石小ひまわりクラブ	37	42	35	46	54
北明小ひばりクラブ	27	22	31	32	45
福富小すみれクラブ	56	56	49	50	39
有明東小こすもすクラブ	28	25	24	26	29
有明西小もみじクラブ	16	27	26	26	34
有明南小さくらクラブ	15	14	13	16	22
合計	226	246	239	254	284

資料：保健福祉課（各年5月1日現在）

高学年（４～６年生）

（単位：人）

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
須古小スマイルクラブ	2	0	5	12	11
六角小わかばクラブ	1	6	8	7	9
白石小ひまわりクラブ	5	4	5	8	6
北明小ひばりクラブ	1	5	4	6	11
福富小すみれクラブ	4	10	8	7	8
有明東小こすもすクラブ	2	4	3	12	5
有明西小もみじクラブ	8	3	8	4	4
有明南小さくらクラブ	1	1	2	2	5
合 計	24	33	43	58	59

資料：保健福祉課（各年５月１日現在）

合計（１～６年生）

（単位：人）

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	31 年度 定員数
須古小スマイルクラブ	25	29	41	48	46	73
六角小わかばクラブ	25	37	33	29	35	46
白石小ひまわりクラブ	42	46	40	54	60	78
北明小ひばりクラブ	28	27	35	38	56	81
福富小すみれクラブ	60	66	57	57	47	100
有明東小こすもすクラブ	30	29	27	38	34	40
有明西小もみじクラブ	24	30	34	30	38	39
有明南小さくらクラブ	16	15	15	18	27	30
合 計	250	279	282	312	343	487

資料：保健福祉課（各年５月１日現在）

### 3 将来人口推計

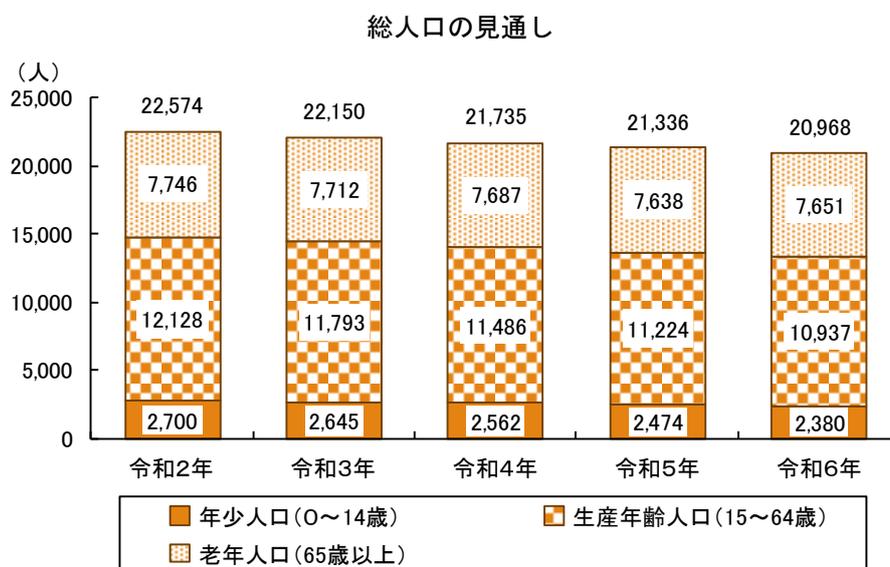
コーホート要因法により算出した令和2年から令和6年までの本町の人口の見通しは以下のとおりです。なお、算出には次のデータを使用しています。

【使用したデータ】

- 平成 26～30 年の各 4 月 1 日時点の各歳人口
- 平成 25～29 年度の母親年齢 5 歳階級別（15 歳～49 歳）の出生数
- 平成 25～29 年の各 10 月 1 日時点の女子の年齢 5 歳階級別人口
- 平成 25～29 年度の男子出生数

#### (1) 総人口

総人口をみると、減少が続き、計画最終年の令和6年には、20,968 人と見込まれています。また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）ともに減少が続き、老年人口（65 歳以上）も減少傾向となっています。



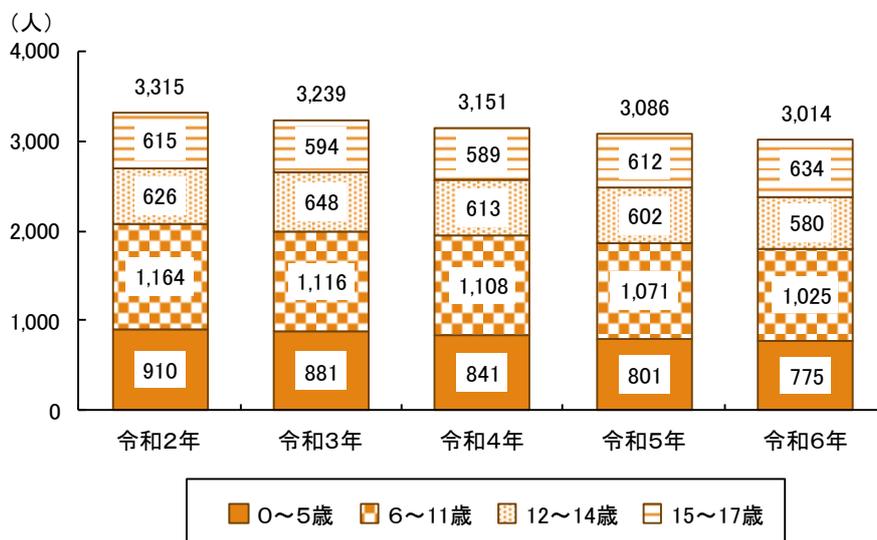
(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0～14 歳)	2,700	2,645	2,562	2,474	2,380
生産年齢人口 (15～64 歳)	12,128	11,793	11,486	11,224	10,937
老年人口 (65 歳以上)	7,746	7,712	7,687	7,638	7,651
総人口	22,574	22,150	21,735	21,336	20,968

## (2) 児童人口

児童人口をみると、0～5歳、6～11歳、12～14歳はおおむね減少傾向となっており、15～17歳は令和4年まで減少し、それ以降増加しています。

児童人口の見通し



(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	910	881	841	801	775
6～11歳	1,164	1,116	1,108	1,071	1,025
12～14歳	626	648	613	602	580
15～17歳	615	594	589	612	634
合計	3,315	3,239	3,151	3,086	3,014

## 4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

### (1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、子育てに関する状況や、これからの子育て施策への期待等を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の検討に利用するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

また、グラフ等のn数(n=〇〇〇)は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

#### ①就学前児童のいる世帯

○調査対象：本町在住の就学前児童がいる保護者 729人

○調査期間：平成31年1月17日～平成31年2月1日

○調査方法：保育所、幼稚園（認定こども園）入園者は、園を通じて配布・回収  
未就園児は、郵送による配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
729票	574票	78.7%

#### ②小学生のいる世帯

○調査対象：本町在住の小学生がいる保護者 611人

○調査期間：平成31年1月17日～平成31年2月1日

○調査方法：学校を通じて配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
611票	566票	92.6%

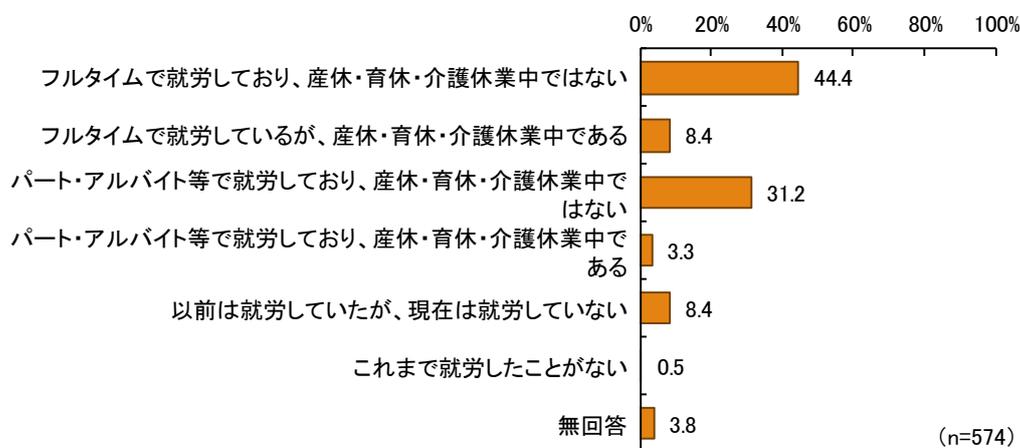
## (2) 調査結果の概要

### ①就学前児童

#### <母親の就労状況>

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.2%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」及び「以前は就労していたが、現在は就労していない」がいずれも8.4%となっています。

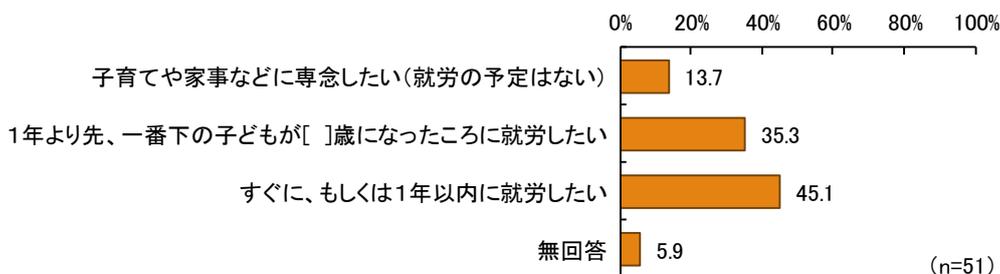
母親の就労状況【単数回答】



#### <現在就労していない母親の今後の就労希望>

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」が45.1%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが[ ]歳になったころに就労したい」が35.3%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が13.7%となっています。

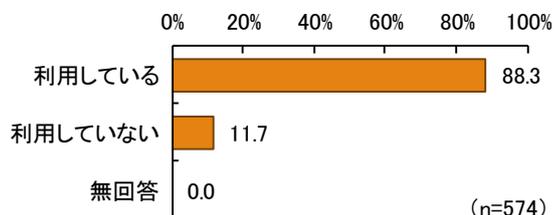
現在就労していない母親の今後の就労希望【単数回答】



### <定期的な教育・保育事業の利用状況>

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が88.3%、「利用していない」が11.7%となっています。

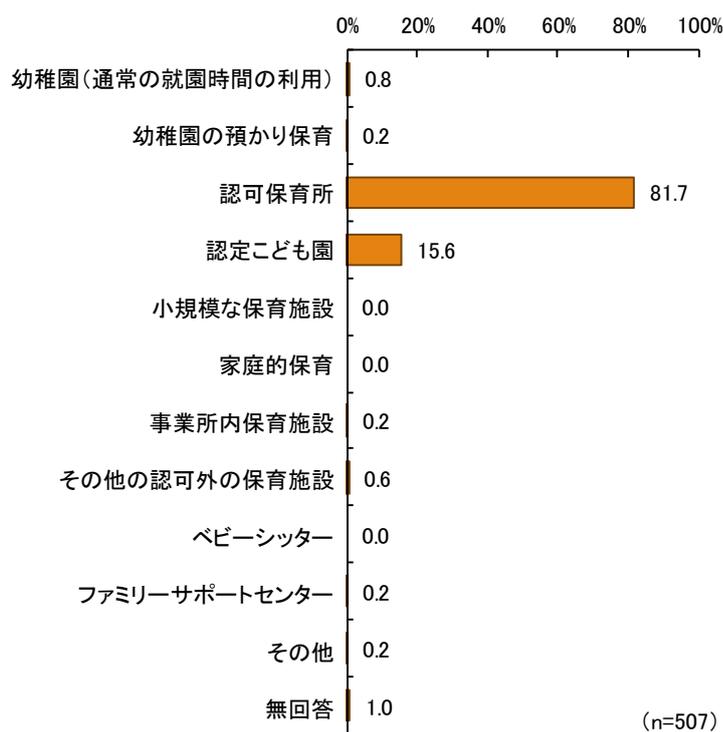
定期的な教育・保育事業の利用状況【単数回答】



### <定期的にご利用している教育・保育事業>

平日、定期的にご利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所」が81.7%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.6%となっています。

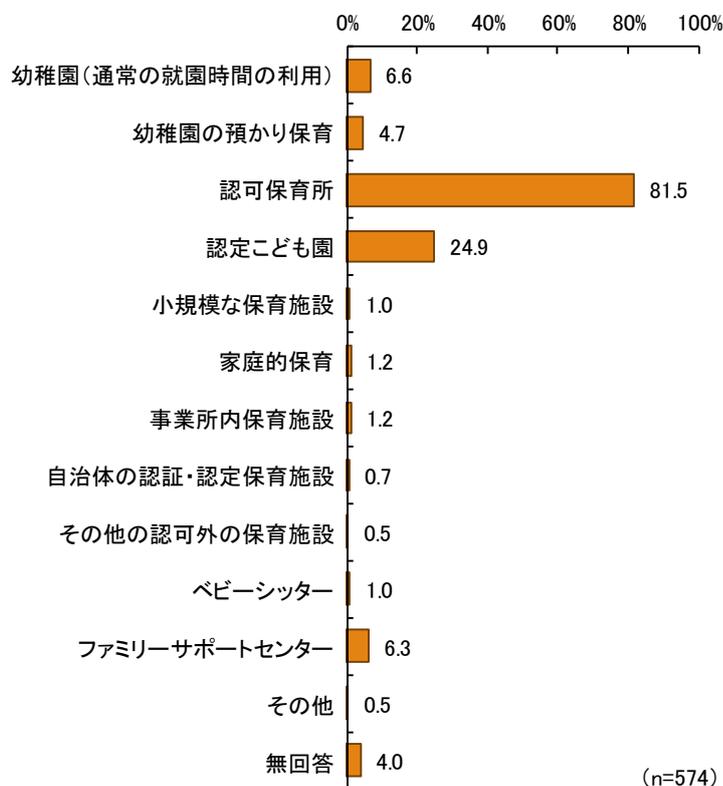
定期的にご利用している教育・保育事業【複数回答】



### <定期的に利用したい教育・保育事業>

平日に定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」が81.5%と最も高く、次いで「認定こども園」が24.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が6.6%、「ファミリーサポートセンター」が6.3%となっています。

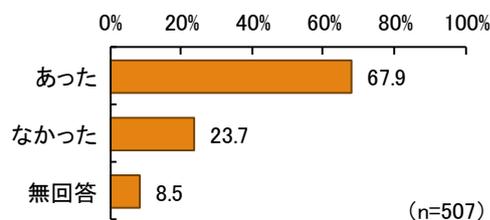
定期的に利用したい教育・保育事業【複数回答】



### <病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったことの有無>

子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったことの有無をみると、「あった」が67.9%、「なかった」が23.7%となっています。

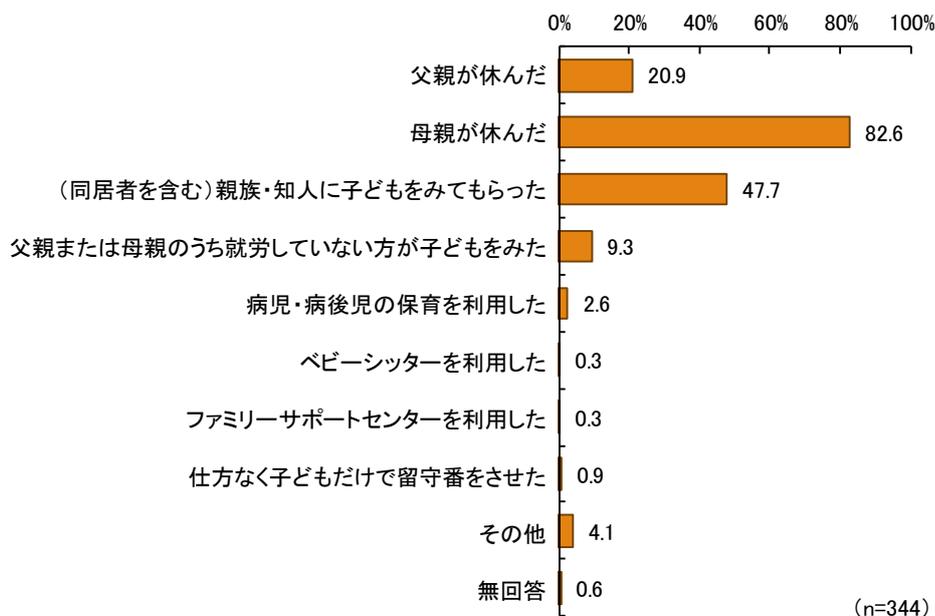
病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったことの有無【単数回答】



### <病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法>

子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法をみると、「母親が休んだ」が82.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が47.7%、「父親が休んだ」が20.9%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が9.3%となっています。

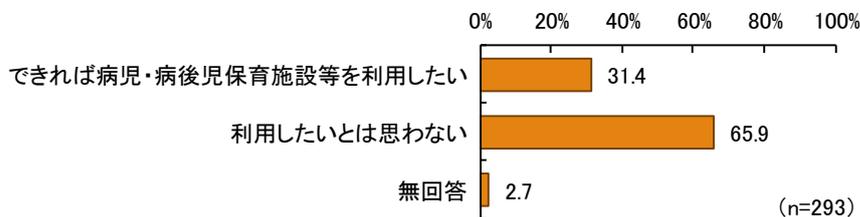
病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法【複数回答】



### <病児・病後児保育施設等の利用意向>

病児・病後児保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.4%、「利用したいとは思わない」が65.9%となっています。

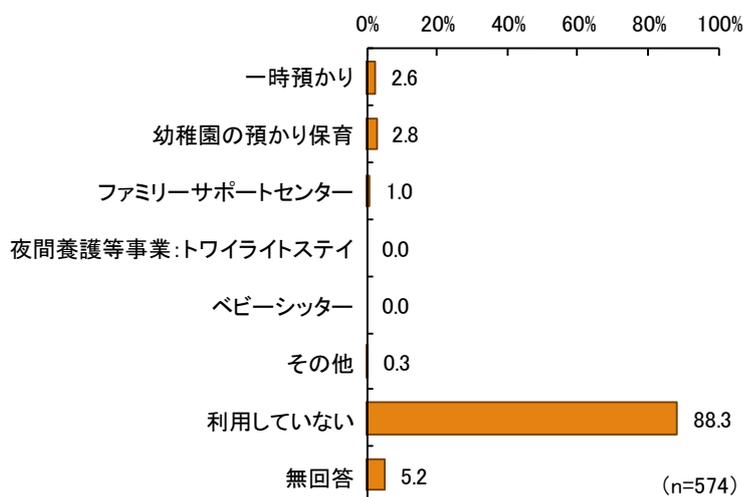
病児・病後児保育施設等の利用意向【単数回答】



### <不定期に利用している事業>

通院や不定期の就労等を目的とした不定期に利用している事業をみると、「利用していない」が88.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が2.8%、「一時預かり」が2.6%となっています。

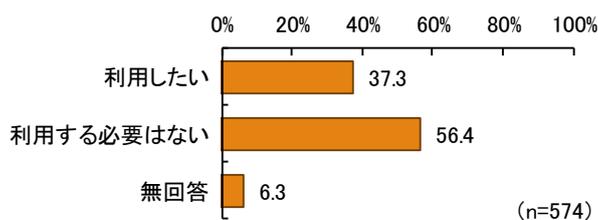
不定期に利用している事業【複数回答】



### <不定期に利用する事業の利用希望>

不定期に利用する事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が56.4%、「利用したい」が37.3%となっています。

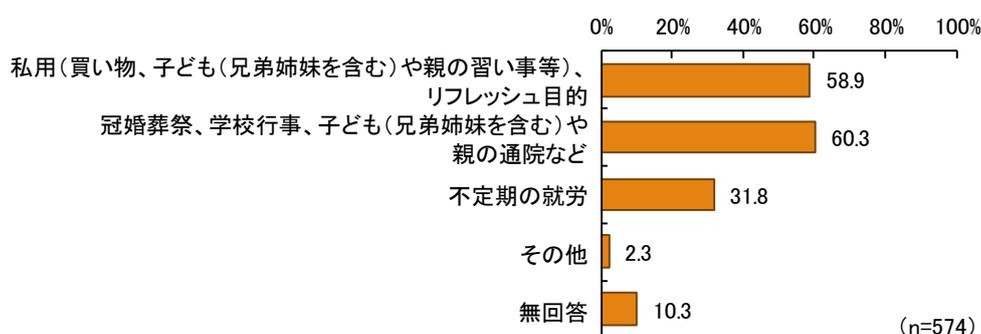
不定期に利用する事業の利用希望【単数回答】



### ＜不定期に利用する事業の利用目的＞

不定期に利用する事業の利用目的をみると、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が60.3%と最も高く、次いで「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が58.9%、「不定期の就労」が31.8%となっています。

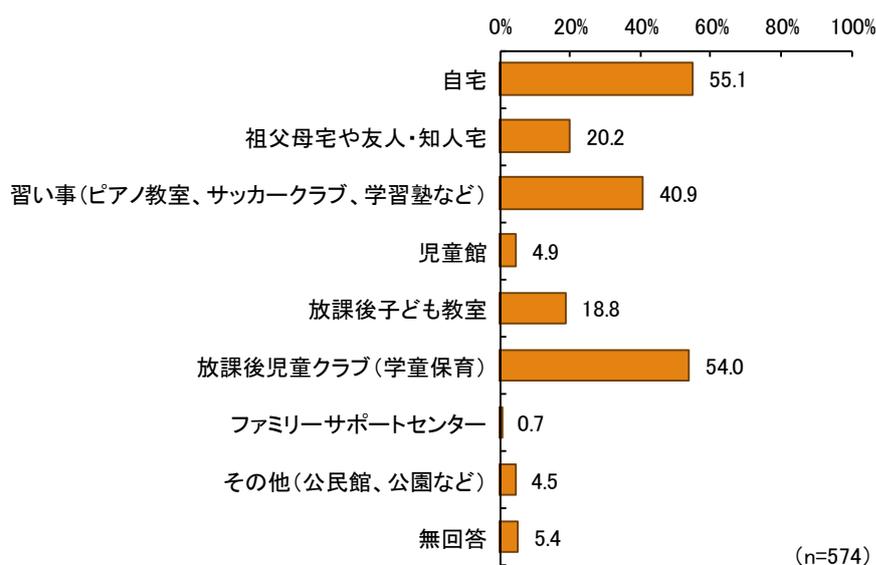
不定期に利用する事業の利用目的【複数回答】



### ＜小学校就学後の放課後の過ごし方＞

小学校就学後の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が55.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.9%となっています。

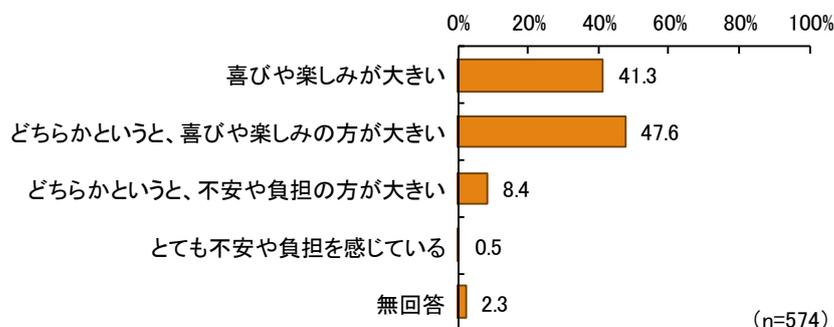
小学校就学後の放課後の過ごし方【複数回答】



### <子育ての感じ方>

子育ての感じ方をみると、「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が47.6%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が41.3%、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」が8.4%、「とても不安や負担を感じている」が0.5%となっています。

子育ての感じ方【単数回答】

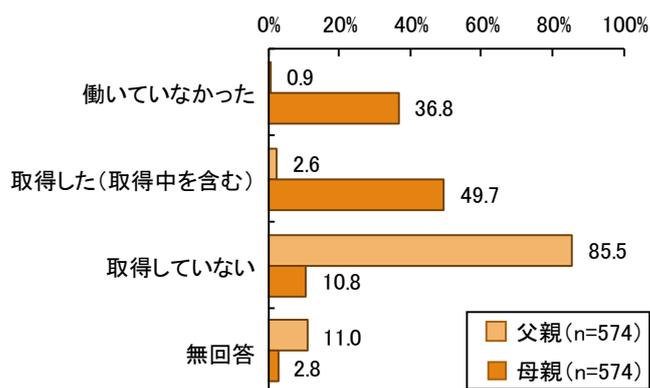


### <育児休業の取得状況>

お子さんが生まれたときの、育児休業の取得状況をみると、父親は、「取得していない」が85.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中を含む）」が2.6%となっています。

また、母親は、「取得した（取得中を含む）」が49.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」が36.8%、「取得していない」が10.8%となっています。

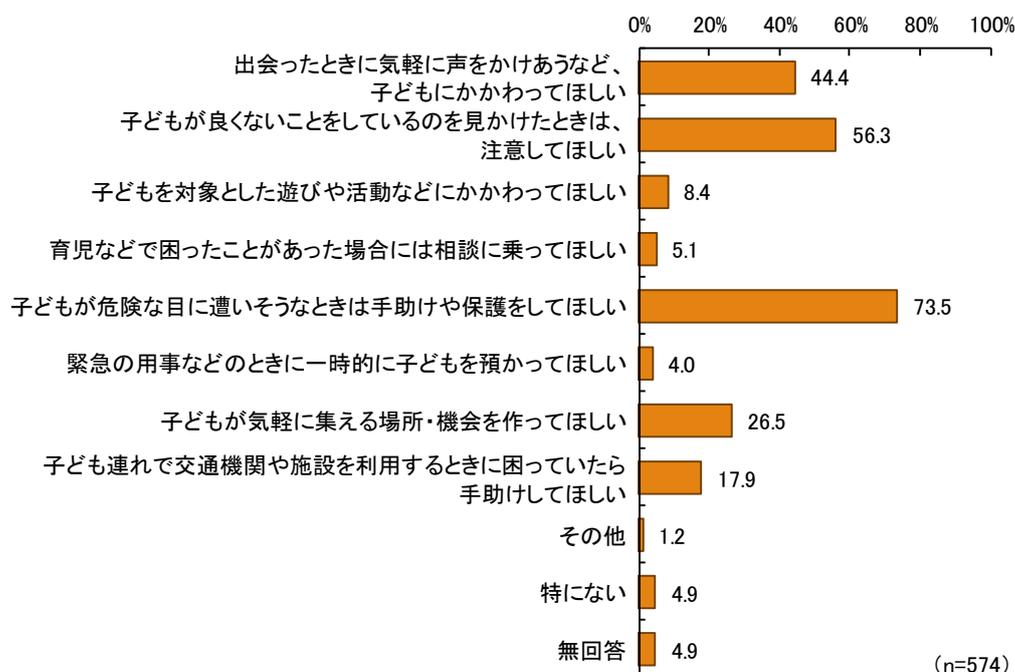
育児休業の取得状況【単数回答】



### <子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むこと>

子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むことをみると、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が 73.5%と最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が 56.3%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が 44.4%となっています。

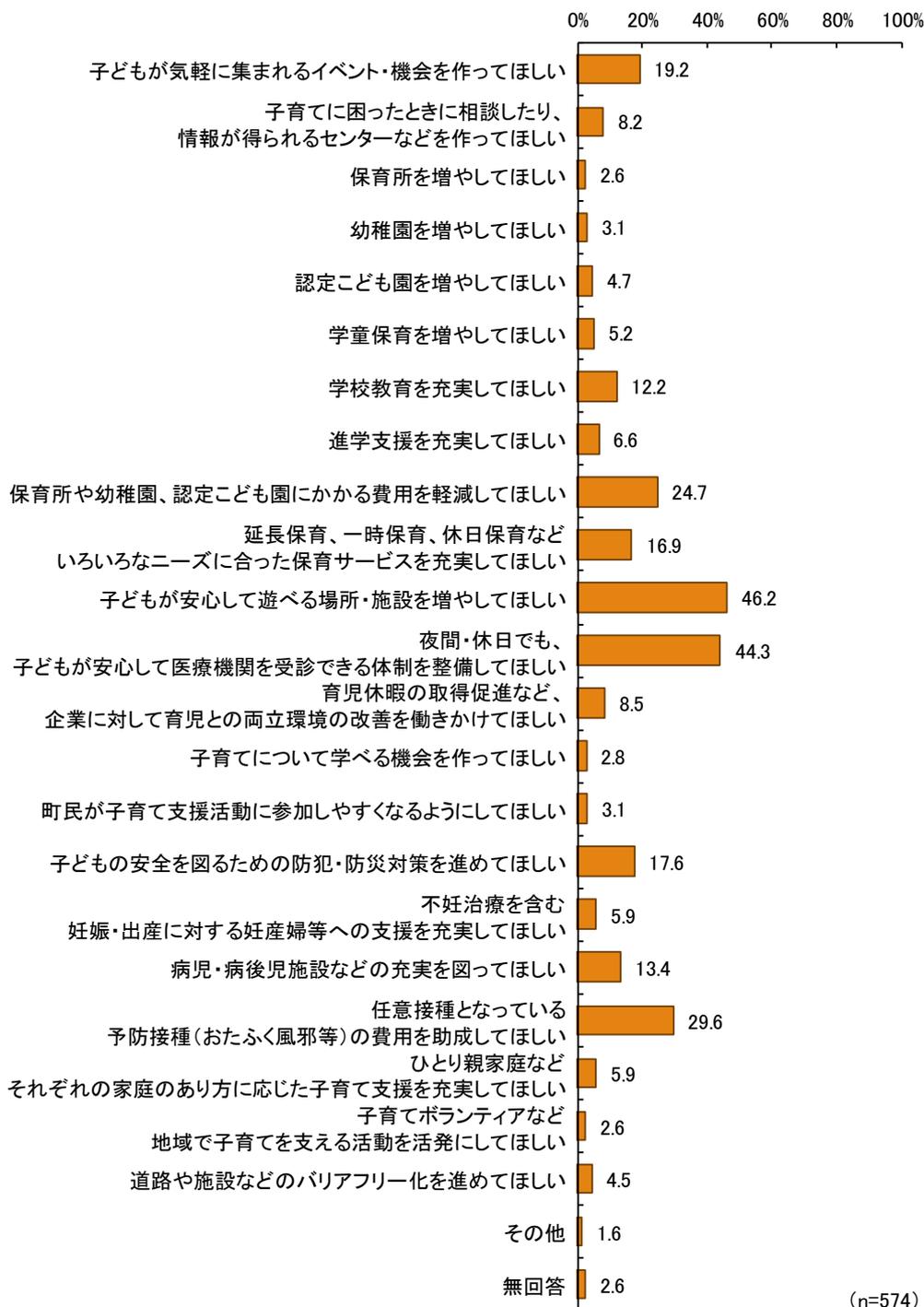
子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むこと【複数回答】



## ＜町の子育て支援について特に期待すること＞

町の子育て支援について特に期待することをみると、「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が46.2%と最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が44.3%、「任意接種となっている予防接種（おたふく風邪等）の費用を助成してほしい」が29.6%となっています。

町の子育て支援について特に期待すること【複数回答】

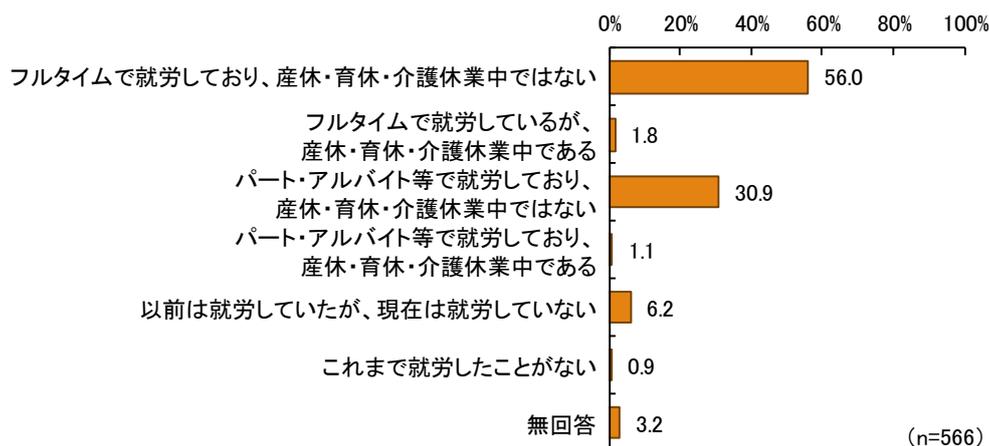


## ②小学生

### <母親の就労状況>

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が56.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.2%となっています。

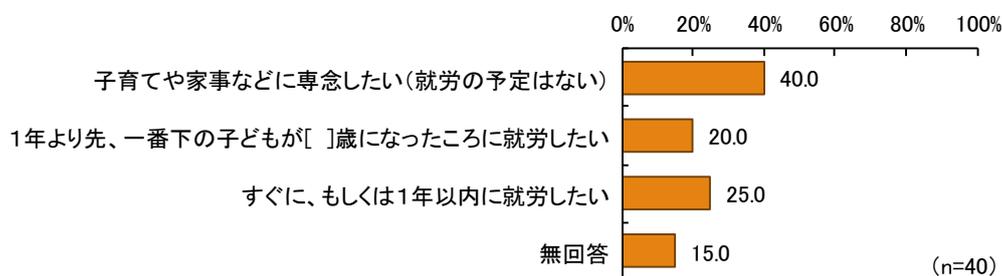
母親の就労状況【単数回答】



### <現在就労していない母親の今後の就労希望>

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が40.0%と最も高く、次いで「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」が25.0%、「1年より先、一番下の子どもが[ ]歳になったところに就労したい」が20.0%となっています。

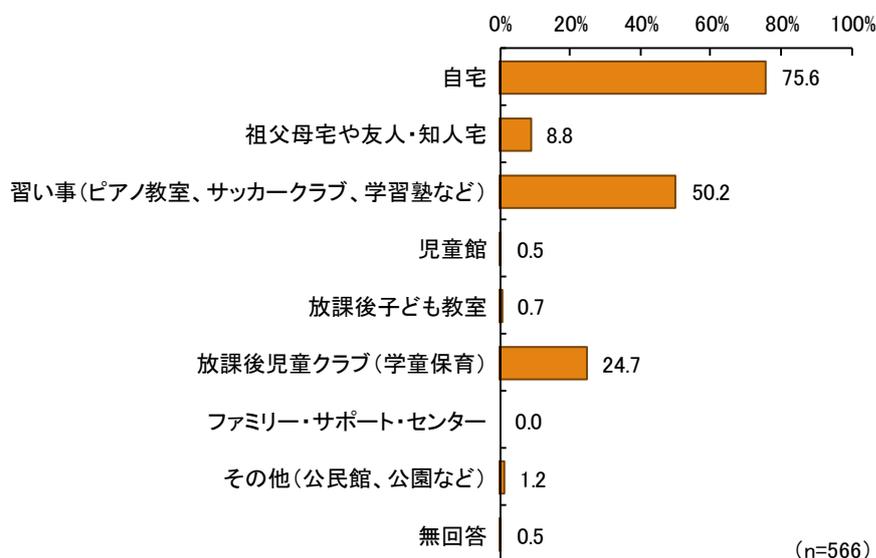
現在就労していない母親の今後の就労希望【単数回答】



### <放課後の時間を過ごしている場所>

放課後の時間を過ごしている場所をみると、「自宅」が75.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が50.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が24.7%となっています。

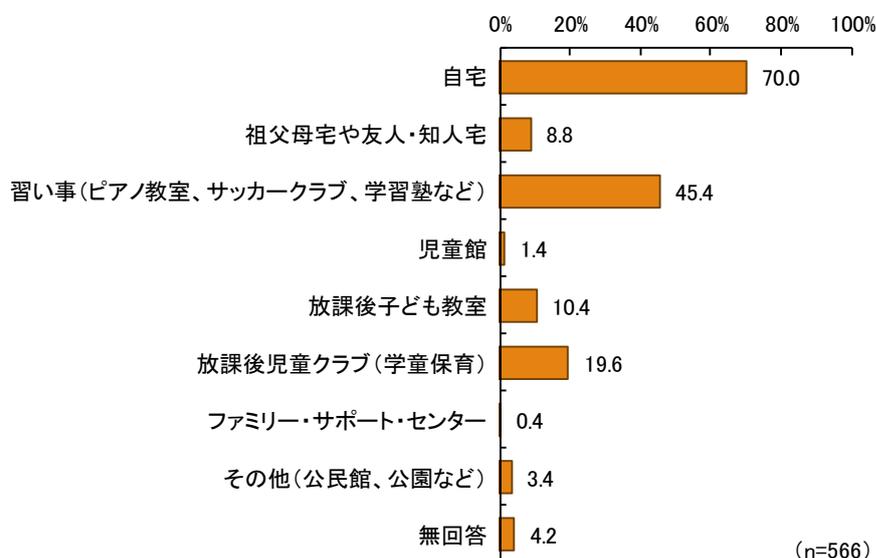
放課後の時間を過ごしている場所【複数回答】



### <放課後の時間を過ごさせたい場所>

放課後の時間を過ごさせたい場所をみると、「自宅」が70.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が45.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が19.6%となっています。

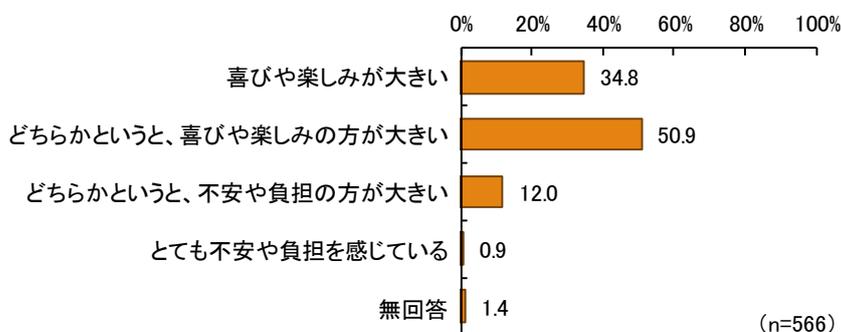
放課後の時間を過ごさせたい場所【複数回答】



### <子育ての感じ方>

子育ての感じ方をみると、「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が50.9%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が34.8%、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」が12.0%、「とても不安や負担を感じている」が0.9%となっています。

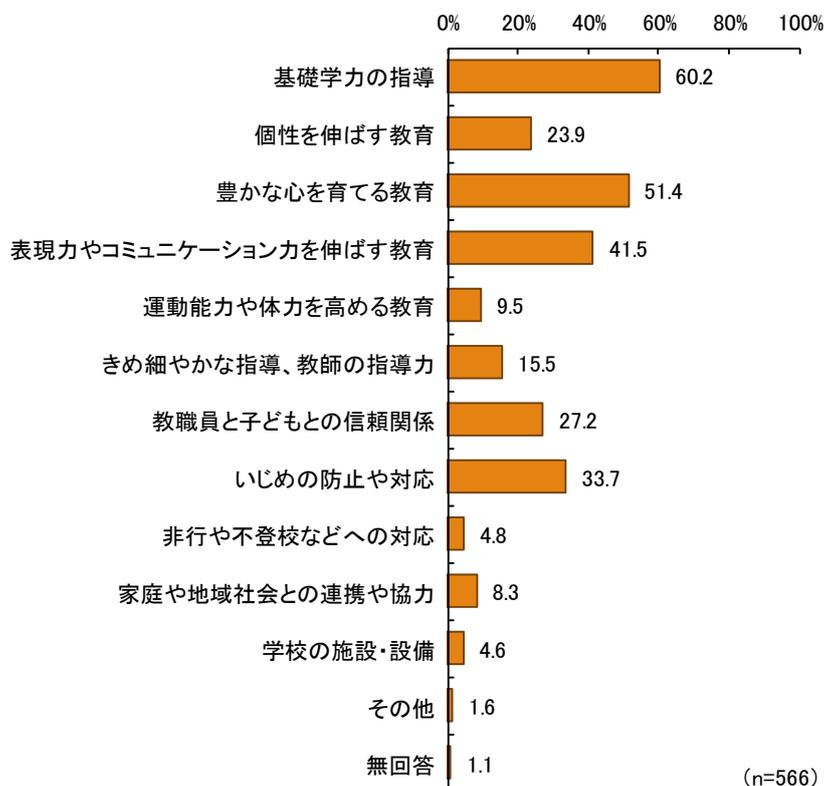
子育ての感じ方【単数回答】



### <小学校に期待すること>

小学校に期待することをみると、「基礎学力の指導」が60.2%と最も高く、次いで「豊かな心を育てる教育」が51.4%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」が41.5%となっています。

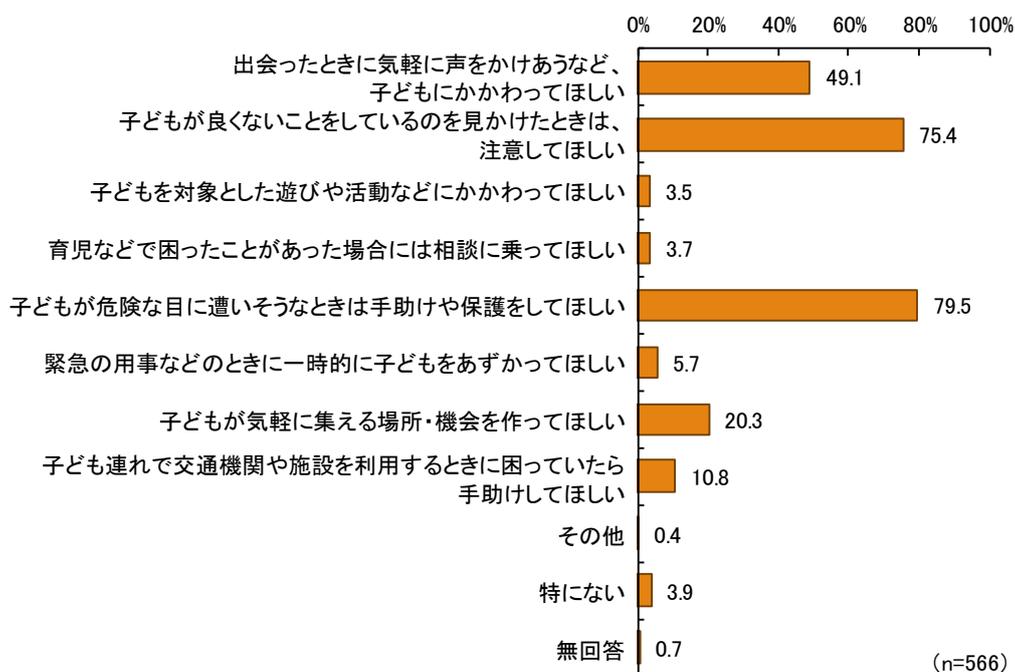
小学校に期待すること【複数回答】



### <子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むこと>

子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むことをみると、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が79.5%と最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が75.4%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が49.1%となっています。

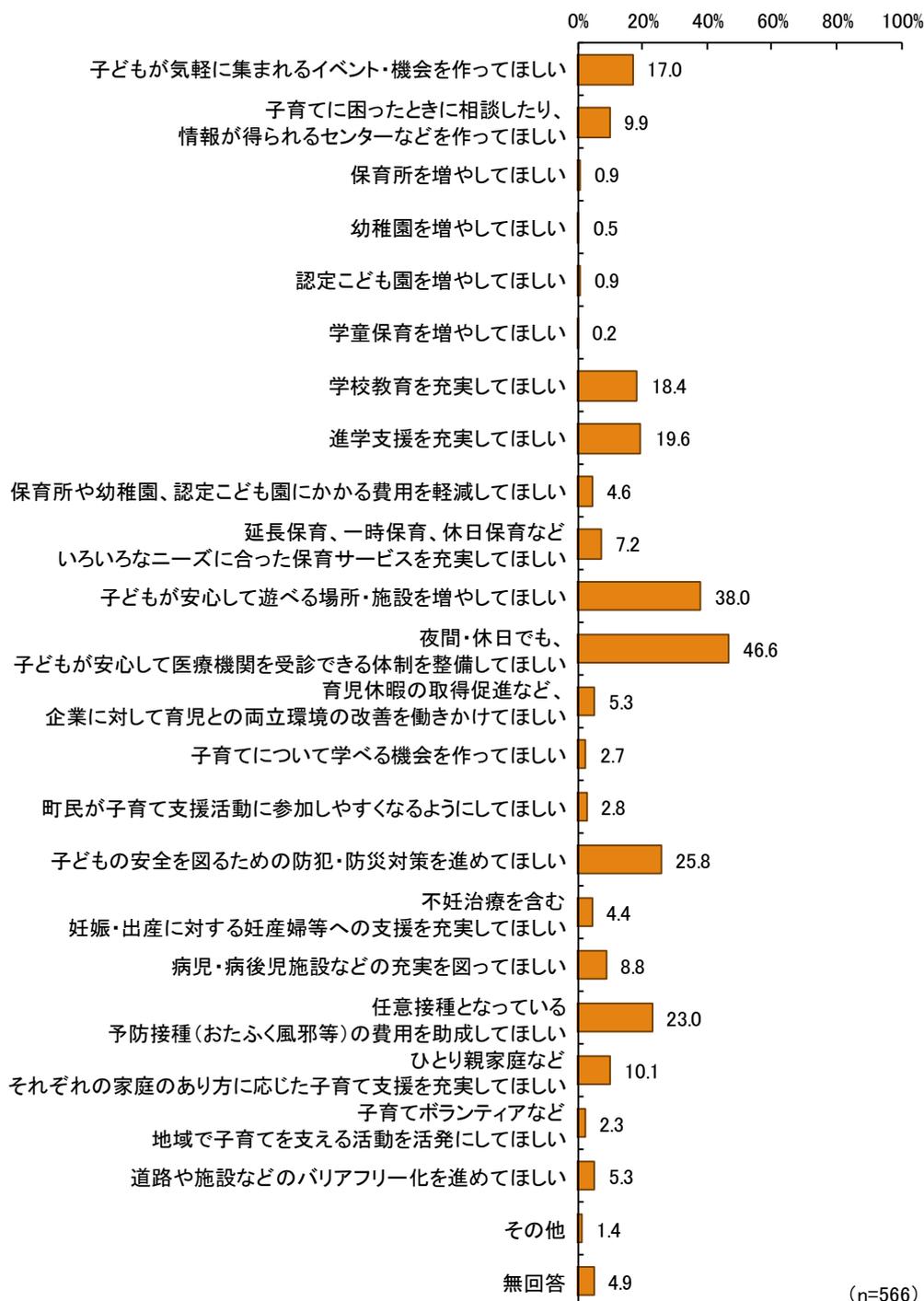
子育てする上で、近所や地域とのかかわりについて望むこと【複数回答】



## ＜町の子育て支援について特に期待すること＞

町の子育て支援について特に期待することをみると、「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が46.6%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が38.0%、「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」が25.8%となっています。

町の子育て支援について特に期待すること【複数回答】



## 5 「白石町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

### (1) 幼児期の学校教育・保育

「白石町子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

幼児期の学校教育・保育の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	2号認定	人	525	518
	3号認定（0歳）	人	52	61
	3号認定（1・2歳）	人	254	268
特定教育施設（幼稚園・認定こども園）		人	78	56

(注) 管外受託及び委託を含む。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

「白石町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
地域子育て支援拠点事業		人回/年	2,832	2,736
		か所	1	1
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	人日/年	6,720	2,465
		か所	1	1
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外	人日/年	1,520	1,034
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	171	131
養育支援訪問事業		人回/年	72	14
ファミリー・サポート・センター事業		人日/年	200	64
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		人日/年	14	0
延長保育事業		人日/年	194	140
		か所	9	9

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
病児・病後児保育事業		人日/年	200	59
		か所	2	1
放課後児童クラブ（放課後 児童健全育成事業）	全体	人	357	312
		か所	8	8
	須古小スマイルクラブ	人	24	48
	六角小わかばクラブ	人	39	29
	白石小ひまわりクラブ	人	58	54
	北明小ひばりクラブ	人	50	38
	福富小すみれクラブ	人	100	57
	有明東小こすもすクラブ	人	37	38
	有明西小もみじクラブ	人	30	30
	有明南小さくらクラブ	人	19	18
妊婦健康診査事業		人枚/年	2,366	1,766

## 6 白石町の子ども・子育て支援の課題

本町の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

### (1) 地域で安心して子育てができる環境づくり

本町では、結婚・出産・子育て期の女性の就業率が上昇する一方、6歳未満の世帯員がいる世帯では核家族世帯の割合が上昇しており、地域とのつながりが希薄化する中で、子育てに何らかの不安や負担を抱えている保護者も少なくはないことがうかがえます。また、アンケート結果から、町の子育て支援について特に期待することとして、就学前児童、小学生ともに、「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」と「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が高くなっており、安心して子どもを育てられる環境づくりが求められています。このため、子育て家庭の不安や負担を軽減させることができるよう、行政だけでなく、家庭や地域、企業などが協力、連携し、地域で安心して子育てができる環境づくりを、様々な面から進めていくことが求められます。

### (2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

本町では、結婚・出産・子育て期の女性の就業率が上昇し、アンケート結果でも母親の就労している割合が高く、現在就労していない母親の今後の就労希望は、特に就学前児童のいる世帯で高くなっています。このため、今後も女性の就労意向は高く、共働き世帯は増加していくものと考えられます。また、病気やケガの際の病児・病後児保育施設等や、子育て中の保護者の負担軽減を図る一時保育等の不定期に利用する事業の利用状況は高くありませんが、今後も一定程度の利用意向がみられます。本町でも、こうした状況に対応できるよう、教育・保育環境や様々な子育て支援の整備・充実を近隣市町とも連携しながら図ってきていますが、今後も社会情勢等の変化、就労形態や価値観等の多様化に伴い、多様な教育・保育ニーズが現れてくることも考えられます。このため、今後も、教育・保育ニーズの把握に努め、本町の状況に合わせた的確に対応していくことが求められます。

### (3) 配慮を必要とする子どもやその家庭への支援の充実

本町では、6歳未満の世帯員がいる世帯で、核家族世帯の割合が高くなってきており、ひとり親家庭も一定割合を占めています。こうしたひとり親家庭の中には、経済的な面だけでなく、日常生活の様々な面において不安定な状況となっている家庭もあるものと考えられます。また、アンケート結果では、子育ての不安や負担が大きいと感じている割合は低いものの、今後、こうした不安や負担がさらに大きくなっていくと、子どもの虐待につながってしまう危険性もあります。本町でも、関係機関との連携により、児童虐待の防止や支援を図るとともに、ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭など、特別な配慮や支援の必要な家庭、子どもに対する支援を行ってきました。今後も、全ての子どもが健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じたきめ細かな支援を行っていくことが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

白石町では、安心してのびのびと子どもが育つことができるような環境づくりを進めるとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、助け合いや協力をして地域一丸となって子どもを育てていくことが重要であるという考え方に基づき、「白石町子ども・子育て支援事業計画」において、“子どもとともに、人を育て、まちを育む”を基本理念として決めました。

本計画においても、子ども・子育て支援法の目的や「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識等を踏まえつつ、平成27年3月に策定した「白石町子ども・子育て支援事業計画」において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

【基本理念】

**子どもとともに、人を育て、まちを育む**

### 2 基本目標

全ての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、基本理念「子どもとともに、人を育て、まちを育む」の実現へ向けて、保護者の就労状況や家庭の状況など子育てを取り巻く環境を考慮し、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標 1	子育て支援の充実
基本目標 2	子どもや母親の健康の保持増進
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長
基本目標 4	安心・安全な環境づくり
基本目標 5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標 6	支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな取組の推進

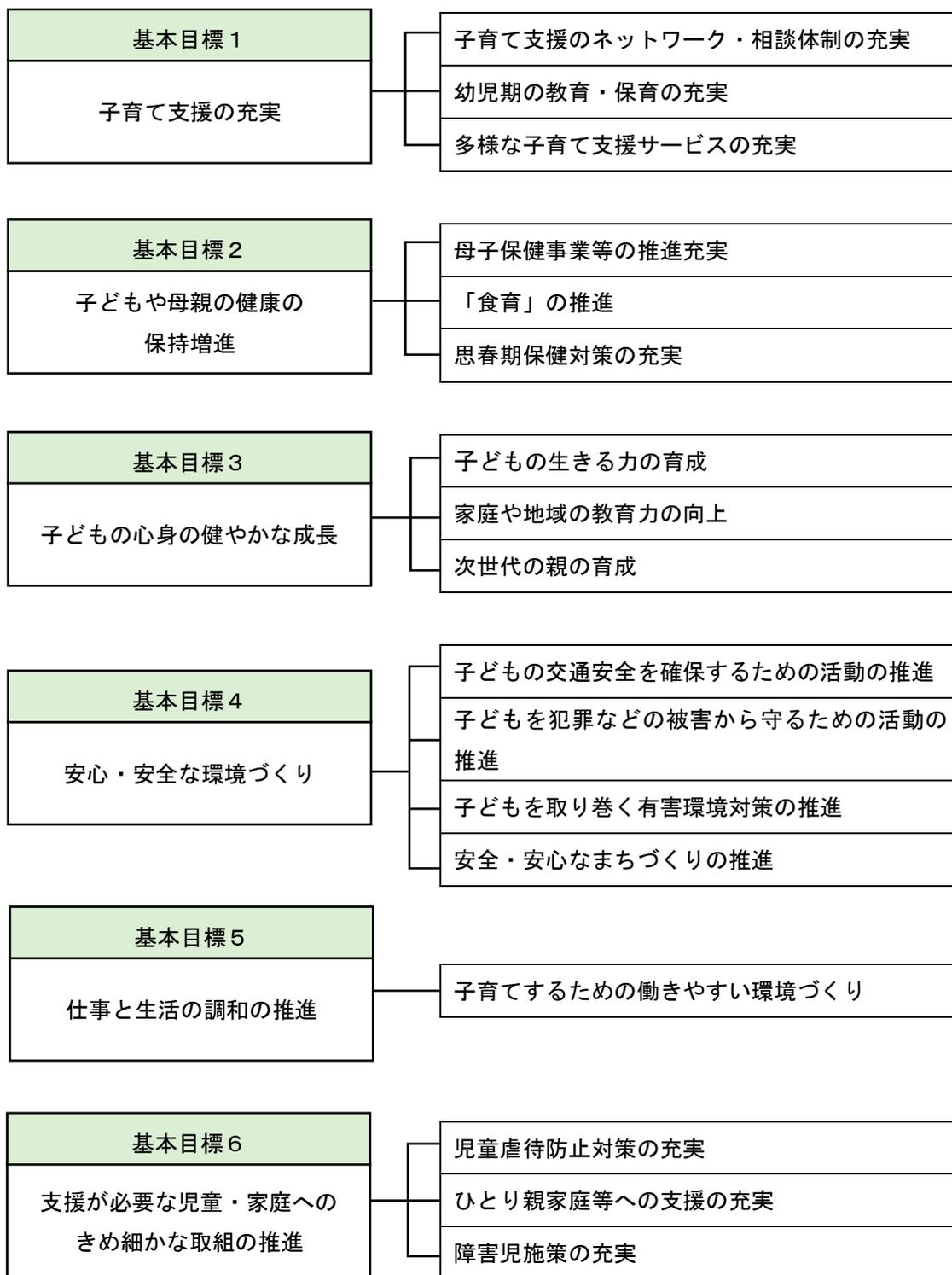
### 3 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

子どもとともに、人を育て、まちを育む



## 第4章 子ども・子育て支援サービス

### 1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の3つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっていますが、幼児教育・保育の無償化により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が新設され、施設等利用費も対象となります。また、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら3つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。

#### 子ども・子育て支援サービスの全体像

##### 子ども・子育て支援給付

###### ■施設型給付

###### 【対象施設】

認定こども園  
幼稚園  
保育所

###### ■地域型保育給付

###### 【対象施設】

小規模保育事業  
家庭的保育事業  
居宅訪問型保育事業  
事業所内保育事業

###### ■子育てのための施設等利用給付

###### 【対象事業等】

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園  
特別支援学校の幼稚部  
認可外保育施設  
預かり保育事業  
一時預かり事業  
病児保育事業  
ファミリー・サポート・センター事業

児童手当

##### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ  
(放課後児童健全育成事業)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業量の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

### (3) 本町の教育・保育提供区域について

本町の教育・保育提供区域は、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

区 域	該 当 事 業
町全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育所</li> <li>・ 利用者支援事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 一時預かり事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 延長保育事業</li> <li>・ 病児・病後児保育事業</li> <li>・ 妊婦健康診査</li> <li>・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>
小学校区 (8区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</li> </ul>

### (4) 提供区域設定の主な理由

- ① 保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ② 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政全てに負担が発生します。

### 3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

町は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分 支給認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
2号認定 (3歳以上保育認定)	お子さんが、満3歳以上で「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	お子さんが、満3歳未満で「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

## 保育の必要性の認定基準

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労、自営業などの居宅内の労働など  ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・傷害、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用、またそれらに類するものとして町が認める場合
区 分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイム就労を想定した利用（最大11時間）  ②保育短時間 主にパートタイム就労を想定した利用（最大8時間）
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業等、保育の優先的な利用が必要と判断された場合

## 4 子ども・子育て支援給付

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

### ①施設型給付

幼稚園、保育所、認定こども園は、これらを対象とした共通の給付制度に基づいて、公的な財政支援を行っており、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の利用料が無償化されます。

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。利用料は無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を行います。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	1号：制限なし 2・3号：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能と保育所機能の両方の役割を果たします。0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。

## ②地域型保育給付

地域型保育は、町の認可事業として、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。また、いずれの事業においても、0～2歳は住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

事業種別	内容
家庭的保育	家庭的保育事業者がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員3人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障害児向け）	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

## ③子育てのための施設等利用給付

新制度に移行していない幼稚園、認可外保育所、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料（月額3.7万円）と幼稚園利用料の無償化の上限額との差額（月額1.13万円）の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料（3～5歳までの場合：月額上限3.7万円、0～2歳までの場合：月額上限4.2万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

## 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育が必要な場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

#### 【量の見込み】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	787	771	758	756	749
2号認定	487	475	466	468	462
3号認定（0歳）	66	66	67	66	67
3号認定（1・2歳）	234	230	225	222	220
B. 確保提供数	796	796	796	796	796
2号認定	492	492	492	492	492
3号認定（0歳）	67	67	67	67	67
3号認定（1・2歳）	237	237	237	237	237
差異（B-A）	9	25	38	40	47

#### 【確保の方策】

本町では、今後0～5歳の人口は減少傾向が見込まれています。また、認定こども園の入園者数は増加傾向にありますが、認可保育所の利用者数は減少が続いています。

今後も、既存の保育施設の定員の中で受入れを行っていくとともに、3号認定については、母親の就労状況や利用ニーズの動向等をみながら、適切に対応していくこととします。

## (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

### 【量の見込み】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	40	40	40	40	40
B. 確保提供数	60	60	60	60	60
差異（B－A）	20	20	20	20	20

### 【確保の方策】

町内に1園ある幼稚園が、平成27年度に幼保連携型認定こども園に移行しています。

幼稚園の定員は、現在60名となっていますが、町外の幼稚園等で提供数を確保することにより、ニーズの増加にも応じられるものと考えます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策

### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業については、保健福祉課に設置した白石町子育て世代包括支援センターを窓口として下記のような事業を実施します。

- ① 子育て等に関する相談（個別ニーズの把握、情報集約・提供、相談）
- ② 教育分野等含めたより幅広い情報収集・提供
- ③ 施設・事業等の利用に当たっての助言・利用支援（アフターフォロー）
- ④ 療育支援事業（子育て相談の計画・実施）
- ⑤ 養育支援訪問（母子保健推進員のフォロー）
- ⑥ 乳児家庭全戸訪問（母子保健推進員のフォロー）
- ⑦ 要保護児童等の家庭訪問、家庭教育支援
- ⑧ ママカフェの実施（子育てに役立つ情報の提供等）

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【実施状況】

(単位：人回／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	3,052	2,736	2,478	2,736
実施箇所（か所）	1	1	1	1

### 【量の見込み】

(単位：人回／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	2,651	2,586	2,477	2,367	2,265
確保方策	人数	3,052	3,052	3,052	3,052
	箇所数	1	1	1	1

### 【確保の方策】

子育ての負担感等の緩和を図り、乳幼児とその保護者の相互交流を図る場として、現在実施している白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」で、今後も継続して事業を実施します。

### (3) 一時預かり事業

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

##### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	3,083	2,404	2,183	2,465
実施箇所（か所）	1	1	1	1

##### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	2,783	2,680	2,616	2,512	2,416
確保方策					
B. 利用可能数	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
実施箇所（か所）	1	1	1	1	1
差異（B－A）	3,937	4,040	4,104	4,208	4,304

##### 【確保の方策】

今後も継続して実施します。

#### ②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

##### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	886	1,152	1,227	1,034

##### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	1,048	1,015	969	923	893
B. 利用可能数	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
差異（B－A）	552	585	631	677	707

##### 【確保の方策】

現在実施している白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」、有明ふたば保育園、有明わかば保育園に加え、他の地域（白石、福富）の保育所でも行えるよう対応していきます。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

##### 【実施状況】

(単位：人／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数	164	143	133	131

##### 【量の見込み】

(単位：人／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問人数	133	127	120	116	111

##### 【確保の方策】

乳児の心身状態を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、訪問体制の充実を図りながら、今後も継続して事業を実施します。

#### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

##### 【実施状況】

(単位：人回／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数	8	26	1	14

##### 【量の見込み】

(単位：人／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問人数	26	25	24	23	23

##### 【確保の方策】

要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、今後も関係機関とより一層連携を図りながら、迅速かつ的確な支援に取り組みます。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	121	1	12	64

### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	148	142	139	133	128
B. 利用可能数	200	200	200	200	200
差異 (B-A)	52	58	61	67	72

### 【確保の方策】

援助を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の広報・周知を充実させ、協力会員の確保に努めます。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	0	0	0	0

### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	14	14	14	14	14
B. 利用可能数	14	14	14	14	14
差異 (B-A)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

町外の児童養護施設 1 か所と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、事業を実施していきます。

## (8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	155	168	190	140
実施箇所（か所）	9	9	9	9

### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	138	133	127	121	117
確保方策					
B. 利用可能数	200	200	200	200	200
実施箇所（か所）	9	9	9	9	9
差異（B－A）	62	67	73	79	83

### 【確保の方策】

町内の全保育所及び認定こども園の「ありあけ幼稚園」（保育所部分）で実施しています。今後も保育標準時間、保育短時間それぞれの利用時間外に対応することで、事業の充実を図っていきます。

## (9) 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあるお子さんを保護者が就労等の理由により家庭で保育できない場合に、児童を病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

### 【実施状況】

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	102	141	103	59
実施箇所（か所）	1	1	1	1

### 【量の見込み】

(単位：人日／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A. ニーズ量の見込み	140	136	129	123	119
確保方策					
B. 利用可能数	200	200	300	300	300
実施箇所（か所）	1	1	2	2	2
差異（B－A）	60	64	171	171	177

**【確保の方策】**

町内に実施している施設はありませんが、町外1か所の施設を利用できるよう、隣町と協定しています。

また、実施施設の掘り起こしに努めます。

**(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

**【実施状況】**

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	250	279	282	312
実施箇所（か所）	8	8	8	8

**【量の見込み】**

《全体》

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	401	383	370	367	353
小学1年生	127	122	117	115	112
小学2年生	107	100	97	97	94
小学3年生	95	92	87	87	83
小学4年生	48	47	47	46	42
小学5年生	21	19	19	19	19
小学6年生	3	3	3	3	3
確保方策					
B. 利用可能数	487	487	487	487	487
実施箇所（か所）	8	8	8	8	8
差異（B－A）	86	104	117	120	134

《須古小学校スマイルクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	57	54	52	52	50
小学1年生	13	12	12	12	11
小学2年生	15	14	13	13	13
小学3年生	14	14	13	13	13
小学4年生	7	7	7	7	6
小学5年生	8	7	7	7	7
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B. 利用可能数	73	73	73	73	73
差異 (B-A)	16	19	21	21	23

《六角小学校わかばクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	34	34	32	32	30
小学1年生	12	12	11	11	11
小学2年生	8	8	8	8	7
小学3年生	4	4	3	3	3
小学4年生	5	5	5	5	4
小学5年生	4	4	4	4	4
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B. 利用可能数	46	46	46	46	46
差異 (B-A)	12	12	14	14	16

《白石小学校ひまわりクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	74	72	69	68	65
小学1年生	29	28	27	26	25
小学2年生	20	19	18	18	18
小学3年生	18	18	17	17	16
小学4年生	7	7	7	7	6
小学5年生	0	0	0	0	0
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B. 利用可能数	78	78	78	78	78
差異 (B-A)	4	6	9	10	13

《北明小学校ひばりクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	81	77	75	74	71
小学1年生	26	25	24	24	23
小学2年生	21	20	19	19	18
小学3年生	21	20	20	20	19
小学4年生	8	8	8	7	7
小学5年生	4	3	3	3	3
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B. 利用可能数	81	81	81	81	81
差異 (B-A)	0	4	6	7	10

《福富小学校すみれクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	46	43	42	41	40
小学1年生	14	13	13	12	12
小学2年生	12	11	11	11	10
小学3年生	10	10	9	9	9
小学4年生	8	7	7	7	7
小学5年生	2	2	2	2	2
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B. 利用可能数	100	100	100	100	100
差異 (B-A)	54	57	58	59	60

《有明東小学校こすもすクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	40	37	37	37	36
小学1年生	11	10	10	10	10
小学2年生	11	10	10	10	10
小学3年生	11	10	10	10	9
小学4年生	4	4	4	4	4
小学5年生	2	2	2	2	2
小学6年生	1	1	1	1	1
確保方策					
B. 利用可能数	40	40	40	40	40
差異 (B-A)	0	3	3	3	4

《有明西小学校もみじクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	39	37	36	36	34
小学1年生	12	12	11	11	11
小学2年生	11	10	10	10	10
小学3年生	10	9	9	9	8
小学4年生	6	6	6	6	5
小学5年生	0	0	0	0	0
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B. 利用可能数	39	39	39	39	39
差異 (B-A)	0	2	3	3	5

《有明南小学校さくらクラブ》

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	30	29	27	27	27
小学1年生	10	10	9	9	9
小学2年生	9	8	8	8	8
小学3年生	7	7	6	6	6
小学4年生	3	3	3	3	3
小学5年生	1	1	1	1	1
小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策					
B. 利用可能数	30	30	30	30	30
差異 (B-A)	0	1	3	3	3

【確保の方策】

現在の実施施設において受入体制を継続していきます。ただし、既存の学童保育室で確保できない施設については、学校の余裕教室の活用等について関係機関と協議を行い、施設の充実を図ります。

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【実施状況】

(単位：人枚／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健診受診回数	1,961	1,779	1,626	1,766

### 【量の見込み】

(単位：人枚／年)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
健診受診回数	1,711	1,648	1,608	1,545	1,485

### 【確保の方策】

母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進し、健康保持及び増進を図るため、今後も継続して事業を実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保の方策】

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、国の方針等による財源の確保等を踏まえ適切に事業を実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

## 7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、子どものための教育・保育の一体的提供を推進します。

### (1) 認定こども園の普及推進

子ども・子育て支援制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### (2) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供を推進します。

### (3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定こども園や保育所と小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定こども園や保育所と、小学校との連携を推進します。

## 8 関連施策の展開

### (1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業及び育児休業後に円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供及び相談支援等、必要な支援を行います。

本町では、育児休業後（原則1歳到達時）からの保育を希望する保護者については、あらかじめ復帰の時期（月日）が分かっている場合は、新年度の入園申し込みの際に希望を聞くなどし、申請を受け付けています。

今後も産前・産後休業及び育児休業後において、保育を希望する保護者が認定こども園や幼稚園、保育所を円滑に利用できるよう、ニーズに応じて調整を行い、保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供及び相談支援を行えるよう体制を整えていきます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する佐賀県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児等施策の充実について、佐賀県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

#### ① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。  
本町では、要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関の間で情報を共有し、連携を図る「白石町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。  
乳幼児健康診査や乳児全戸家庭訪問を利用し、困難を抱える家庭の早期支援に取り組みます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。  
社会的養護を必要とする子どもについては、児童養護施設等や里親制度を利用して子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

## ② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに即して佐賀県が策定した第3次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

## ③ 障害児施策の充実

- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障害のある子ども（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む。）の可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。

具体的な施策については、障がい者基本計画及び障害福祉計画に詳しく記載しています。

## 第5章 次世代育成支援行動計画

白石町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成26年度に平成27年度から平成31年度（令和元年度）までを計画期間とする「白石町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、一体的に策定しており、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、居住環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたる子育て支援策の推進に努めてきました。

この「白石町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和元年度で満了することを受け、各種施策の実施状況等の整理を行いました。

また、次世代の子どもを育成・支援しながら子育て家庭の就業と生活の両立の推進や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進を新たな目標に掲げ「次世代育成支援対策推進法」が平成27年4月から10年間延長となっており、今後の方向性なども含めた新たな施策等に関する整理を行います。

### 1 次世代育成支援行動計画の評価

#### (1) 評価の項目

- 事業名  
「白石町子ども・子育て支援事業計画」に記載されている事業名
- 担当課  
各事業を実施する担当部署
- 実施状況  
計画期間内における各事業の実施状況
- 今後の方針  
各事業の今後の方針を、「現状維持」、「拡大」、「縮小」、「廃止」、「その他」の中から選択
- 今後の方向性  
各事業の今後の方向性（実施内容）

## 2 各種施策の実施状況や今後の展開

### 基本目標1 子育て支援の充実

子育ての様々な悩みやニーズに対応できるような子育て支援の質、量の充実に取り組みます。さらに、子育て支援のネットワークの構築や、各種支援事業の周知、経済的支援を行うなど、子育てしやすいまちづくりを推進します。

#### (1) 子育て支援のネットワークづくり・相談体制の充実

事業名	子育て情報提供と窓口の明確化	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (健康づくり係)
実施状況	<p>子育て情報の提供方法として、町広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを活用するほか、母子健康手帳交付時にチラシ等を配布しています。また、平成30年5月より、母子手帳アプリによる情報発信を行っています。</p> <p>令和2年1月に、妊娠期から子育て期にわたる相談窓口「白石町子育て世代包括支援センター」を設置しました。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>子育て情報提供について、現状の取組に加え Facebook 等を活用し、情報発信機能を強化していきます。また、ホームページの更新を検討するとともに、母子手帳アプリを活用するなど、タイムリーで分かりやすい情報発信に努めます。</p>		

事業名	子育て支援のネットワークづくり	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	<p>子育て中の母親が地域の中で安心して子育てを行えるよう、子育てに役立つ情報や、子育てを楽しむための情報を提供しています。また、平成27年度より「しろいしままカフェ」を開催し、子育てや母親同士の交流の支援を行っています。さらに、各小学校において幼保小連絡協議会を開催し、新入学児童の円滑な就学のための連携をとっています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>同じ世代の子どもを持つ保護者、育児サークルなどとの交流を促進します。今後も、「しろいしままカフェ」等での母親同士の交流、幼保小連絡協議会にて小学校と保育所等の連携を行い、子育て支援のネットワークづくりに努めます。</p>		

事業名	子育てに関する意識啓発の実施	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	<p>母子健康手帳交付時や出生届の際に、各種パンフレットの配布をするなど情報提供を行っていますが、社会全体で子育て支援に取り組む意識が高まるような情報提供も行っていく必要があります。</p> <p>出産準備教室では、いのちの誕生や子育ての方法を学ぶ中で、親となることのすばらしさや自覚を持ってもらうよう、内容を充実させています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>これから親となる世代や初めての子を持った親などに対して、子育ての意義や大切さを様々な面から伝えることで、親となることのすばらしさや親であることの自覚を持つよう、その育成に努めます。また、子育て中の保護者だけでなく、全ての町民に対し、家庭や地域で子育てを支援することの重要性について、意識啓発を行います。</p>		

## (2) 幼児期の教育・保育の充実

事業名	通常保育事業、施設整備	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	通常保育の充実を図り、適切な修繕や改修に取り組み、保育環境の改善を行っています。		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>今後も、保護者の生活実態やニーズを十分に踏まえ、延長保育事業や障害児保育事業、園行事等を通じての家庭教育支援に取り組み、保育所等を拠点とした子育て支援の充実を図ります。また、引き続き施設の適切な修繕・整備に取り組み、保育環境の改善を推進します。</p>		
事業名	一時保育（預かり）事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	<p>平成 27 年 4 月から、有明ふたば保育園、有明わかば保育園にて一時預かり事業を行っています。</p> <p>《利用実績》 平成 29 年度…386 人、平成 30 年度…461 人</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>一時預かり事業を行っている施設の地域（有明）に偏りがあるため、他の地域（白石、福富）の保育所でも行えるよう対応していきます。</p>		
事業名	幼稚園の一時預かり	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	<p>ありあけ幼稚園にて在園児を対象とした預かり保育を実施しています。</p> <p>《預かり保育利用状況》 平成 29 年度…2,183 人、平成 30 年度…2,465 人</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も保護者のニーズを踏まえ、ありあけ幼稚園での預かり保育を継続して行っていきます。</p>		
事業名	延長保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	町内全ての保育所等で延長保育を実施しています。		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も継続して実施するとともに、各保育所等の実態及び保護者の生活実態に即した開所時間の検討を行います。</p>		

事業名	夜間保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	現在、実施していません。		
今後の方向性	【今後の方針】 その他		
	今後の動向を見ながら、ニーズを踏まえて実施の検討を行います。		

事業名	休日保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	平成 27 年度より、町立あかり保育園で実施しています。 ≪登録園児数≫ 平成 29 年度…4 人、平成 30 年度…6 人		
今後の方向性	【今後の方針】 現状維持		
	今後も、町立あかり保育園で実施します。また、休日保育事業の保護者への周知に努めます。		

事業名	病児・病後児保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	児童が病気又は回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童(おおむね小学校 3 年生以下)を病院に敷設された専用スペース等において一時的に預かる事業です。母子健康手帳交付時、子育て応援ガイドブック等での周知を行っています。 ≪実施施設≫ 古賀小児科内科病院(江北町) ≪利用実績≫ 平成 29 年度…103 人、平成 30 年度…59 人		
今後の方向性	【今後の方針】 拡大		
	母子健康手帳交付時のガイドブックに加え、今後は「スマイルルーム」のチラシも配布し、事業の周知に努めます。		

事業名	特定保育事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	<p>保護者の就労等により週2～3日、又は時間によって一時的に保育が必要な保護者の方を対象に、白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」において、一時預かり事業「ひよこぐみ」を実施しています。</p> <p>《利用実績》 平成29年度…841人、平成30年度…573人</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>保護者のニーズに応えられるよう、引き続き子育て支援の充実を図ります。また、乳幼児健診等での周知を行っていきます。</p>		

事業名	保育サービスの質の向上	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	<p>苦情等については、各保育所等に苦情受付箱を設置し、苦情解決第三者委員会において適切な対応を行っています。</p> <p>また、保育内容の充実、保育士の資質向上のため保育士の研修(園内、園外研修)等を実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も保育サービスの質の向上に向けて、各種事案の検討や研修会への積極的な参加に努めます。</p>		

事業名	地域との交流活動の推進	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	<p>地域との交流については、卒園児の運動会への招待や、地域の方の園行事への参加、老人福祉施設等への訪問などを行っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、地域の方との交流を図るため、運動会への招待や園行事への参加の呼びかけを行うとともに、老人福祉施設等への訪問などを実施します。</p>		

### (3) 多様な子育て支援サービスの充実

事業名	ショートステイ・トワイライトステイ事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	平成 21 年度から、他市の児童福祉施設に委託し実施しています。 ≪利用実績≫ 平成 29 年度…〇人、平成 30 年度…〇人		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合に備え、今後も継続して実施します。		
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	生後 3 か月から小学校 3 年生までの子どもを対象に実施しており、利用料の 1 / 2 を町が助成を行っています。 母子健康手帳交付時や町乳幼児健診での周知活動により、会員数の増加を図っています。また、高齢化等により協力会員数が減少してきていることから、新規協力会員獲得のために、広報紙への掲載や、子育て研修会等での声掛けを行っています。 ≪協力会員数≫ 平成 29 年度…10 人、平成 30 年度…15 人		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、会員数増加のための周知活動を行うとともに、新規協力会員獲得のための取組を行います。また、会員の交流会や研修会を行うなど、内容の充実に取り組みます。		
事業名	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	平成 27 年度から対象児童を小学 6 年生まで拡大して実施しています。また、平成 28 年度から開所時間の延長 (19:00 まで) を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 支援員や施設・設備について、引き続き質の向上を図ります。 「新・放課後子ども総合プラン」の取組方針に沿った事業展開を検討していきます。		

事業名	地域子育て支援センター	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	社会福祉協議会において、白石町交流館内の白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」にて実施しています。子育て中の保護者、乳幼児のための交流できる場、子育ての悩みを気軽に相談できる場、情報交換の場として開設しており、平成 23 年 7 月からは土曜日の開館を月 1 回行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、保護者のニーズに合わせて、内容の充実や、開館日等の検討を行い、親子が交流できる環境の構築に努めます。また、「ママカフェ」等の事業とも連携していきます。		

事業名	子育てサークルの活動支援	担当課	保健福祉課 (こども未来係)
実施状況	対象育児サークルとしては、みまもりの会「あいあい」と、子育て応援サークル「はぐはぐ」（平成 29 年度より活動開始）があり、毎月 1 回又は隔月 1 回実施しています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、サークルからの要請に応じて保育士等が伺い、一緒に遊ぶなどのミニ事業を行うほか、サークル事業についての相談に応じ、活動場所の提供などの支援を行います。		

事業名	子育てに伴う経済的負担の軽減	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (福祉係)
実施状況	保育料については、国の幼児教育・保育の段階的無償化の取組のとおり、市町村民税非課税世帯や低所得者世帯を中心に、保育料の無償化や負担軽減を実施しています。なお、令和元年 10 月から 3 歳から 5 歳までの保育料の無償化を実施しています。（0 歳から 2 歳児については住民税非課税世帯が対象）		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 幼児教育・保育の無償化については、今後も国の取組どおりに実施していきます。		

## 基本目標2 子どもや母親の健康の保持増進

妊産婦健診、予防接種や乳幼児健康診査などをはじめとした母子保健事業を推進するとともに、基本的な生活習慣の習得や思春期保健対策に取り組みます。また、令和2年1月に「白石町子育て世代包括支援センター」を設置しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供、実施していきます。

### (1) 母子保健事業等の推進充実

事業名	妊産婦に対する支援	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	妊婦健康診査受診票 14 枚の補助券を発行し、妊婦健診の補助を行っています。また、ハイリスク妊産婦については、相談、支援を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】拡大 今後も、妊婦健康診査受診票の発行による妊婦健診の補助を行い、妊産婦の支援に努めます。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と相談体制を確立していきます。		
事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業による全戸訪問	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	生後2～4か月までの赤ちゃんを対象に、母子保健推進員もしくは保健師が家庭訪問を行い、赤ちゃんの状況と合わせて、産後の母親の心の状態を把握しながら、ケースに応じた相談支援を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、赤ちゃん訪問を行い、きめ細かな相談を実施していきます。		
事業名	乳幼児相談と各種健康診査	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	2か月児相談、1歳児相談、2歳6か月児相談のほか、毎月専門スタッフによる個別相談を行っています。 さらに、乳児健診(3～4か月児)、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を行い、疾病の早期発見に努めています。 また、疾病や発育、発達障害への支援を行うために、相談を実施しています。 各種健診については、個別通知を行い受診率の向上に努め、未受診者については、保健師が電話や個別訪問を行っています。 保健行事予定の広報紙や、子育て情報誌への掲載、母子手帳アプリ等で周知を図っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も、乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、発育・発達に関する相談事業を実施していきます。		

事業名	予防接種	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	<p>予防接種については、妊娠期より予防接種の必要性を伝え、出生後は早めの接種を促すため、各相談・健診時に勧奨し、電話や通知での勧奨も行っています。また、母子手帳アプリを活用してもらい、接種漏れがないよう努めています。</p> <p>広報については、保育所や小学校、医療機関等に協力を得ながら行っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>疾病予防と感染拡大防止のため、今後も予防接種を適正に実施するとともに、随時接種勧奨を行い、関係団体の協力を得ながら接種率の向上に努めます。</p>		

事業名	フッ化物塗布・フッ化物洗口	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	<p>1歳児歯科健診から各健診ごとにフッ化物塗布を実施しています。</p> <p>また、フッ化物洗口については、幼稚園、保育所から小学校、中学校と一貫して実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も継続して実施します。</p>		

事業名	園に出向いての健康教育（虫歯予防教室・食育講習会）	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	<p>園児や保護者、祖父母向けに歯科保健教室を実施しています。</p> <p>また、よりよい食習慣の確立のため、栄養士、食生活改善推進員による健康教育を実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、園児、保護者向けに歯科保健教室を実施していきます。</p> <p>また、食習慣の確立及び健康づくりのための活動を実施し、食育を推進します。</p>		

事業名	事故防止のための啓発活動の推進	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	<p>乳幼児相談や健診の場において、パンフレット等を活用した啓発を行っています。また、母親等の交流の場（ママカフェ）で、事故防止の講話を実施し、保護者への事故防止の啓発に努めています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>乳幼児相談、健診、母親等の交流の場（ママカフェ）等で、事故防止の講話や、パンフレット等を用いて啓発を行います。</p>		

事業名	母と子の相談室	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (健康づくり係)
実施状況	<p>「子育て相談室」にて、子どもの発育・発達、子育て全般の相談を専門スタッフが実施しています。</p> <p>「白石親子相談室」にて、子どもの発達に心配のある家庭や、発達障害の診断のある子どもの相談を受け付けており、必要に応じて医療機関や訓練機関につなげる役割も担っています。</p> <p>また、保育士や保健師等が子どもの発達に関する研修等に参加し、相談事業の充実を図っています。</p> <p>《実績》 平成 27 年度…16 人、平成 28 年度…31 人、平成 29 年度…24 人、 平成 30 年度…23 人</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も子育て相談日を設け、専門スタッフと連携しながら実施していきます。</p> <p>また、乳幼児健診や保育所等からの情報提供を踏まえて早期療育の場を提供し、子育て支援を行ってきます。</p> <p>さらに、各種研修会によりスタッフのスキルアップを図ります。</p>		

事業名	小児医療の充実	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	地区医師会と連携し、小児の時間外診療体制の充実を図っています。		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も地区医師会等と連携し、医療体制の充実に努めます。</p>		

事業名	基本的な生活習慣の獲得	担当課	学校教育課
実施状況	各学校において生活に関するチェックシートを活用し、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を実施しています。		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、コミュニティ・スクールで推進している4項目（あいさつ・お手伝い・家庭学習・自力登校）の定着を図る取組を進めていきます。</p>		

## (2) 食育の推進

事業名	乳幼児健康診査での栄養指導、及び情報提供	担当課	保健福祉課 (健康づくり係)
実施状況	各乳幼児健診・相談での栄養相談、離乳食指導を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、各種乳幼児健診・相談での栄養相談を通して、家庭での食育推進の重要性を説き、理解を求めていきます。		

事業名	保育所、幼稚園、小中学校での食育の推進	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	<p>学校栄養士が各学校に出向き、食事のマナーや、五大栄養素等についての授業を行っています。また、給食だよりを発行し、食育を推進しています。</p> <p>さらに、保育所等でも幼児食育教室等を開催し、園児と保護者に対して正しい食の知識や情報の提供を行っています。</p> <p>給食の食材については、地元のお米などを使用し、地産地消の推進を行っています。</p>		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、児童・生徒及び園児への食育を実施するとともに、地産地消への取組を推進します。		

事業名	地域との連携による食育の推進	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	<p>《学校教育課》 郷土への理解を深め、感謝の心を育むため、地域の指導者を招いた郷土料理教室や親子料理教室、生産者に協力いただいたのレンコン堀の体験や酪農体験を実施しています。レンコン収穫体験については、町青年実業会の協力を得て、毎年、2小学校を実施しています。各種料理教室については、食改や地元の栄養士等の協力を得て、毎年、各小中学校で実施しています。</p> <p>《生涯学習課》 おおどぼう倶楽部において体験型学習を実施しています。民泊や野外活動等を通じ、様々な団体や地域の協力を得ながら取組を進めています。</p>		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	<p>《学校教育課》 今後も、地域や地元の生産者と連携して料理教室等を行うことで、児童・生徒に白石町の特産品について、誇りを持ってもらう事業を展開していきます。</p> <p>《生涯学習課》 おおどぼう倶楽部には継続参加の子どももいるため、興味関心が持続するよう、前年度と全く同じ活動内容にならないように気をつけます。また、学校ではできない活動を生涯学習課が担うには、関係機関との連携、ネットワークの構築が必要であるため、町として今後の方向性をどう定め、連携し、推進するかを検討します。</p>		

### (3) 思春期保健対策の充実

事業名	学校での積極的な健康教育の実施の推進	担当課	学校教育課
実施状況	<p>薬物乱用防止等の教育のほか、小6・中1を対象とした防煙教育を実施しています。</p> <p>また、規則正しい生活の推進のための「早寝、早起き、朝ごはん」など、基本的な生活習慣の教育を実施しています。</p> <p>さらに、健康診断の意義の理解、目、耳の健康についての指導を行うとともに、歯の健康のためのブラッシング指導を実施しています。</p> <p>保健教育については、外部講師を招聘し、思春期における性教育を実施しています。学校保健については、学校保健委員会を年間1～2回実施して学校保健の共通理解を深めるとともに、教育委員会主催の養護部会を年度初めに開催し、養護教諭、教育委員会、町保健師が出席することにより、学校保健の充実を図っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、各学校で各種健康教育や指導を実施するとともに、学校保健の充実に向けた取組を実施していきます。</p>		

事業名	相談機関の紹介や養護教諭、保健師との連携	担当課	学校教育課
実施状況	<p>スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による相談を行っています。SCによる健康相談は、定期的に相談日を設け、専門知識を持った相談員が対応しています。</p> <p>県の事業を活用し、児童・生徒へのカウンセリングを実施するほか、教職員・保護者への専門的な助言・援助等を行います。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、児童・生徒へのカウンセリングや、教職員等への助言等を行います。</p>		

事業名	喫煙、薬物等に関する教育の実施	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) 学校教育課
実施状況	<p>《健康づくり係》 喫煙防止、薬物乱用防止教育を行っています。防煙教育については、小中学校とタイアップして、防煙の標語を広報紙で紹介し、啓発を促しています。</p> <p>《学校教育課》 各小中学校において、小6・中1を対象に防煙教育を実施しています。また、薬物乱用防止教育も実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>児童・生徒の健康維持のため、引き続き教育を実施していきます。</p>		

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長

子どもの心や体を豊かにするための教育の充実に取り組みます。地域の人からの学びや多様な体験活動を推進します。また、家庭教育に関する事業を推進します。そのほか、「スポーツ・健康増進のまち宣言」のもと、心身の育成に取り組んでいきます。

#### (1) 子どもの生きる力の育成

事業名	地域人材を活用した授業の実施	担当課	学校教育課
実施状況	<p>各小学校において、地域の特色を生かした総合的な学習の時間として、各種農業体験を行っています。また、地域人材をゲストティーチャーとして招聘し、外国語活動を実施しています。</p> <p>各中学校においては、中学校2年生を対象に、地元事業所での職場体験学習を実施しています。</p>		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	<p>今後も、地域人材や地元事業所の協力を得ながら、体験型学習の充実を図っていきます。</p>		

事業名	子どもの居場所づくり	担当課	生涯学習課
実施状況	<p>放課後子ども教室事業として、おどぼう倶楽部、ジュニア合唱教室を実施しています。年間を通じた様々な体験活動を通して、自主性・積極性・協調性の向上に努め、子どもたちの健全育成を図っています。</p> <p>特におどぼう倶楽部については、地域や団体の協力を得ながら体験活動を行うことが増えてきています。</p>		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	<p>今後も、地域人材の協力のもと、継続的な事業実施を推進します。</p>		

事業名	豊かな心の育成	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) 生涯学習課
実施状況	<p>《保健福祉課》 読み聞かせの会の協力のもと、乳児健診時に絵本の読み聞かせや本の紹介などを行っています。また、絵本のプレゼントを実施し、乳幼児と保護者が絵本を介して心ふれあう時間づくりを行っています。</p> <p>《生涯学習課》 宿泊を伴う体験活動等において、夜の活動時に読み聞かせを行っています。 ゆうあい図書館事業については、広報紙や行政放送での広報を計画的に行うことで周知を図るとともに、図書館HPの充実に取り組んでいます。また、これまでの利用実態等を照らし合わせて、利用者のニーズに合った開館時間及び貸出冊数への変更を行うなど、よりよい利用環境の整備に努めています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>《保健福祉課》 今後もブックスタート事業を実施していきます。</p> <p>《生涯学習課》 楽習館図書室の独自事業として、白石地域の保育所に移動文庫(ブックボックス)事業を展開し、読書活動の推進を充実します。また、楽習館講座として幼児とその保護者を対象とした「ALTによる読み聞かせとふれあい遊び」を開催し、豊かな心の育成に取り組んでいきます。 読書活動の推進として、学校との連携事業やゆうあい教室、おはなし会等の事業内容を充実させていきます。 また、広報紙や行政放送、図書館HPを活用し、蔵書資料の情報やイベント事業等の広報を計画的に行っていきます。</p>		

事業名	健やかな体の育成	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	<p>《学校教育課》 学校では、体育の授業を中心に休み時間や学校行事にマラソンや縄跳びを取り入れるなど、体力づくりに努めています。令和元年度の体力テストの結果では、体力合計点が全ての学年で県平均を上回っており、運動の日常化が徐々に定着してきています。コミュニティ・スクールの実践目標の一つである自力登校も体力向上を支える一つの要因となっていると考えられます。</p> <p>《生涯学習課》 生涯学習課では、①ニュースポーツ体験会、②ニュースポーツフェスティバル、③歌垣の郷ロードレース大会を開催しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>《学校教育課》 体力は、人間のあらゆる活動の源であるという考えの基、運動の日常化を図る取組を今後も進めていきます。また、児童・生徒にとって最も運動での関わりの深い保健・体育の学習の充実に向けた取組を進めていきます。</p> <p>《生涯学習課》 ①については、種目を増やしたことで子どもたちの参加も増えたことから、これからも新しいものを取り入れ、参加者が興味を持てるようなものにしていきます。 ②については、「ぺったんこ祭り」にコーナーを設置し、イベント参加者の小中学生や幼児のいるファミリーが多く参加して楽しめるような、様々なニュースポーツを紹介していきます。 ③小中学生の2km・3kmやファミリージョギングなど、楽しみながら体力づくりにつながるように呼びかけていきます。また、中学生には役員としても大会に携わってもらい、参加者に接する態度など学ぶ体験にしていきます。</p>		

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	あいさつ運動の実施	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	≪学校教育課≫ 「あいさつ」については、教育委員会においても実践目標に掲げており、各学校で、児童・生徒及び教師による朝のあいさつ運動をはじめ、保護者によるあいさつ運動を兼ねた朝の立哨当番を行っています。 ≪生涯学習課≫ 青少年育成町民会議を通じて、PTA・地域の見守り隊の活動支援を行い、あいさつ運動を後援しています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後もあいさつ運動を実施し、家庭内での「あいさつ」も含め、自ら進んであいさつができる児童・生徒の育成を行います。		

事業名	地域団体の活動支援の推進	担当課	生涯学習課
実施状況	子どもたちの健全育成に関わる社会教育関係団体（町内小中学校PTA、地域婦人連絡協議会、青年団体）に対し、活動の支援・協力を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 地域婦人連絡協議会、青年団体等の会員が減少していることが課題となりますが、地域団体の活動支援を今後も継続して行います。		

事業名	家庭教育に関する講座等の実施	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	≪学校教育課≫ コミュニティ・スクールを実施しています。登下校の見守りや読み聞かせ活動、授業ボランティアなど、取組が充実してきています。 ≪生涯学習課≫ 平成30年度から「家庭教育学級支援事業」を実施しています。町内の保育所、幼稚園及び小学校で開催される子育てに関する不安や悩みを解消する手助けとなる事業に助成を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 ≪学校教育課≫ 今後も、子どもたちの成長を支える大きな礎として、学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールを推進します。 ≪生涯学習課≫ 今後は、「家庭教育学級支援事業」を、より多くの園・小学校に利用してもらえよう推進していきます。		

事業名	世代間交流の推進	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	<p>《学校教育課》 町内の学校においては、祖父母参観日を設け、世代間の交流を図っています。学校によっては、子どもたちとおじいちゃん、おばあちゃん、保護者、地域の皆さんとのふれあい集会を実施し、折り紙、面子、あやとり、まりつき、お手玉、おはじき、カルタといった、昔遊びなどで交流を図っているところもあります。 また、地域によっては、登下校時の見守り隊をしていただいているところもあります。</p> <p>《生涯学習課》 おおどぼう倶楽部では、活動内容に応じて地域の方々やボランティアの協力を得ながら体験活動を行い、世代間交流を図っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>《学校教育課》 今後も、地域の方々の協力を得ながら、世代を超えた交流を図っていきます。</p> <p>《生涯学習課》 高齢者のボランティアや、地域の活動団体による世代間交流を支援し、積極的に推進します。</p>		

### (3) 次世代の親の育成

事業名	乳幼児とのふれあい体験学習	担当課	保健福祉課 (こども未来係) 学校教育課
実施状況	<p>技術・家庭科の授業の一環として、町内中学生が保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験学習を実施しています。また、保育所における職場体験学習も実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、各保育所等の協力のもと、乳幼児と児童・生徒のふれあい体験を実施していきます。</p>		

## 基本目標4 安心、安全な環境づくり

子どもを交通安全や犯罪、有害環境から守るための取組を推進します。

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全を確保するための活動の推進	担当課	総務課 学校教育課
実施状況	<p>《総務課》 通学路の安全性向上のため、通学路点検や、交通安全指導員による街頭指導を行っています。 また、交通安全教室を実施し、道路利用の規則や実技を通して意識の向上を図っています。</p> <p>《学校教育課》 小中学校において、交通安全指導員、警察による交通指導及び交通安全の講話、自転車運転の指導などを行っています。 また、立哨指導については、PTA及びコミュニティ・スクールで取り組んでいます。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>《総務課》 通学路点検や街頭指導、交通安全教室を継続して実施していきます。</p> <p>《学校教育課》 今後も事業を継続し、交通安全の推進を行います。</p>		

事業名	チャイルドシートの正しい使用の徹底	担当課	総務課
実施状況	交通安全運動期間中の広報等で、チャイルドシートの着用を促進しています。		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>今後も、継続的にチャイルドシート利用の広報活動を行っていきます。</p>		

## (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

事業名	各学校等の危機管理マニュアルの点検確認	担当課	学校教育課
実施状況	各小中学校で避難経路図や危機管理マニュアル・校区内の安全マップを作成し、職員のみならず児童・生徒に対しても注意を促し、危険防止に対する意識を高めています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も同様に実施していくことはもとより、各学校や地域の実情に応じ、マニュアル等の点検、見直しを定期的に行います。		

事業名	防犯教室などによる子どもたちの防犯意識啓発	担当課	学校教育課
実施状況	各学校で不審者対策避難訓練を毎年実施しています。また、新小学1年生の全員に防犯ブザーを配布し、危機回避についての指導を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 今後も不審者対策避難訓練等を実施し、危険防止に対する意識を高めていきます。また、防犯ブザーを配布するとともに、危機回避についての指導を行っていきます。		

事業名	「子ども110番の家」設置、防犯パトロールの推進	担当課	生涯学習課
実施状況	110番の家のプレート配布、PTA役員・保護者による確認・依頼を行っています。また、高齢者のボランティアによる登下校時の見守りに加え、夏季休業中の夜間防犯パトロール等を実施しています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 「子ども110番の家」の設置を引き続き推進します。防犯パトロールを今後も実施します。		

事業名	情報交換及び協力体制づくりの推進	担当課	総務課
実施状況	県の一斉メール等で、情報を配信し、防犯情報等の共有がなされています。また、警察、防犯協会と連携し、広報紙の回覧等を行っています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持 地域の防犯体制の強化のため、今後も継続的に各関係機関との連携及び情報の交換を行っていきます。		

### (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	一般書店やコンビニなどへの立ち入り調査	担当課	生涯学習課
実施状況	毎年11月に町内の書店、ビデオレンタル店、ゲームソフト販売店、酒類・たばこ販売店、酒類自動販売機を対象に地域環境点検を実施しています（施設区分を年度ごとに分け、2年間で対象全店舗の点検を実施）。点検の結果、青少年の健全育成に取り組んでいる優良店舗に対しては、「青少年サポート協力認定店」として認定証を交付しています。※認定証の有効期間は2年間。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	今後も、対象となる店舗の協力を得ながら、立ち入り調査を実施します。		

### (4) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	通学路の安全点検	担当課	学校教育課 生涯学習課
実施状況	<p>《学校教育課》 関係機関合同（教育委員会、学校、総務課、建設課、杵藤土木事務所、白石警察署）による点検を実施し、危険箇所の把握及び対策を講じています。さらに、防犯面での通学路点検を実施しています。</p> <p>《生涯学習課》 平成27年度から子どもたちに危険と思われる水路に救助用ポリタンクの設置を希望する団体に対して、青少年育成町民会議を通じてポリタンク等の資材を提供しています。</p>		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	これまで交通安全を中心に点検を行ってきましたが、今後は、交通安全、危険箇所、防犯を含めた形での安全点検を行います。		

事業名	ユニバーサルデザインによる歩道の整備の推進	担当課	建設課
実施状況	用地が取得できた部分を随時施工しています。 また、1路線においては路肩整備（カラー化）を行い、歩行者ゾーンとしての整備が完了しています。		
今後の方向性	【今後の方針】現状維持		
	小中学校の統合再編計画が決定次第、主に学校周辺の歩道整備を行い、歩行者にとって安全な道路環境を推進します。		

事業名	町営住宅、公共施設等の環境整備の推進	担当課	建設課
実施状況	公営住宅の建替自体が未定であるため、実行していません。		
今後の方向性	【今後の方針】その他		
	今後、検討していきます。		

## 基本目標5 仕事と生活の調和の推進

男女がともに助け合って子育てを行うための環境づくりを行います。育児休業制度などの普及・啓発に取り組みます。

### (1) 子育てをするための働きやすい環境づくり

事業名	広報・啓発・支援制度の情報提供などの推進	担当課	企画財政課
実施状況	<p>推進団体である白石町男女共同参画みらいネットの会へ補助金を支出し、自主的な推進活動を支えています。また、行政との協働により町民向けのフォーラムを開催しています。</p> <p>学校教育においては、発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて充実が図れるよう情報提供を行っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>子育て中の世代や、これから親となる世代への男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進、男性や子どもにとって、よりよい男女共同参画のあり方を研究する必要性があります。</p>		

## 基本目標6 支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止やひとり親家庭、障害児への個別的、専門的支援に取り組みます。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	虐待に関するネットワークの整備	担当課	保健福祉課 (福祉係)
実施状況	<p>要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する『白石町要保護児童対策地域協議会』を設置しています。</p> <p>要保護児童については、個別ケース検討会議で関係の学校、幼稚園、保育所など関係機関と情報共有し、重篤なケースにならないよう連携を行っています。また、乳幼児健診や学校、保育所等から気になる子どもや家庭の情報をもらい、虐待の未然防止に努めています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>地域協議会の対象ケースに関しては、個別ケース検討会議などを通じて、要保護児童及び要支援児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や、支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行っていかなければなりません。特に他機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、全ての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行っていきます。</p>		

事業名	虐待予防の取組の推進	担当課	保健福祉課 (健康づくり係) (福祉係)
実施状況	<p>妊娠届出時には、保健師による全数面接を行い、出産や子育てに対する不安等を聞き取り、継続的な支援につなげていきます。</p> <p>2か月児相談の際、母親へのアンケートを実施し、リスクのある場合は来所、訪問により継続的なフォローを行っています。</p> <p>現状では、有資格の専門相談員がいないため、担当職員の研修会参加などにより、専門性の向上を図っています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>妊産婦や乳幼児の各種相談に応じながら、子育て世代包括支援センター内で包括的に支援を行い、育児不安や虐待の予防に努めます。</p> <p>虐待防止と相談体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を行い、資格を有する子ども家庭支援員を設置します。</p>		

事業名	保育所、幼稚園、学校による日常保育での早期発見、早期対応	担当課	保健福祉課 (こども未来係) (福祉係) 学校教育課
実施状況	<p>《保健福祉課》 保育所、幼稚園、学校と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めています。また、要保護児童において、出欠状況などを定期的に情報共有しています。</p> <p>《学校教育課》 児童・生徒の虐待の早期発見については、日常の健康観察の折や定期的な健康診断等において、児童・生徒の心身の変化について気付く機会を設けています。また、校内の危機管理マニュアルに児童・生徒の虐待についての早期発見・早期対応について示し、校内の体制を整えています。</p> <p>さらに、SSWとの定期的な連絡会や学校との情報交換を実施し、支援が必要な児童・生徒の情報共有を進めています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>《保健福祉課》 支援が必要な家庭が潜在的にあると考えられることから、虐待の未然防止のため、今後とも関係各機関と連携を強化していきます。</p> <p>《学校教育課》 SSWやSCとの連携を進め、児童・生徒を見守る体制づくりを進めていきます。</p>		

## (2) ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	ひとり親家庭等への相談、支援等の充実	担当課	保健福祉課 (福祉係) (こども未来係)
実施状況	<p>【就業・就学支援の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種資金の貸付（修学資金・就学支度資金など12種類）</li> <li>・高等技能訓練促進費</li> <li>・母子家庭等就業支援講習会</li> </ul> <p>【安心して子育てできる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・税の軽減</li> <li>・保育料の軽減</li> <li>・JR通勤定期の割引</li> </ul> <p>【子どもの健やかな成長のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等医療費助成</li> <li>・母子家庭等日常生活支援</li> </ul> <p>【相談機能の強化と情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料法律相談・心理相談</li> <li>・ひとり親家庭のしおり</li> <li>・広報しろいし</li> <li>・県政だより</li> <li>・ケーブルテレビ</li> <li>・各種パンフレット</li> </ul>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】拡大</p> <p>現行の支援に加え、ひとり親家庭の子どもたちのために、学習の場を提供する学習支援も行っています。</p>		

### (3) 障害児施策の充実

事業名	療育相談、支援等の充実	担当課	保健福祉課 長寿社会課 学校教育課
実施状況	<p>《長寿社会課》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援事業については、県内の複数事業所と委託契約を結び、地域資源の確保を行っています。</li> <li>・特別支援学校への通学支援・送迎支援については、一部の特別な事情を除き現行制度では対応が難しいため、別の福祉サービス制度での対応や新制度の検討を杵藤圏域内で行っています。</li> <li>・早期療育の支援体制強化については、相談支援体制、療育事業所及び人材確保の体制整備は資源不足です。</li> </ul> <p>《学校教育課》</p> <p>就学前及び小中校在籍中の児童・生徒を対象に、就学相談会（3日間）及び希望に応じて随時相談を実施しています。</p>		
今後の方向性	<p>【今後の方針】現状維持</p> <p>《長寿社会課》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援事業については、事業所の新規参入等もあり、現状維持とします。医療的ケア児の体制整備が求められているため、圏域内で総合的な体制整備を検討します。</li> <li>・特別支援学校の通学等支援については、県教委・県障害福祉課を含めた杵藤圏域内での課題として検討を始めており、早期解決に向けた協議を重ねていきます。</li> <li>・早期療育の受入事業所の新設計画等の問い合わせも1～2件あり、拡充が図れる予定です。相談業務の充実を図りたいと考えています。</li> </ul> <p>《学校教育課》</p> <p>就学相談会については、就学前の年長児に加え、早期からの障害についての理解と保護者の支援のため、対象を年中児まで拡げています。今後も保健福祉課と連携し、早期の支援を図っていきます。</p>		

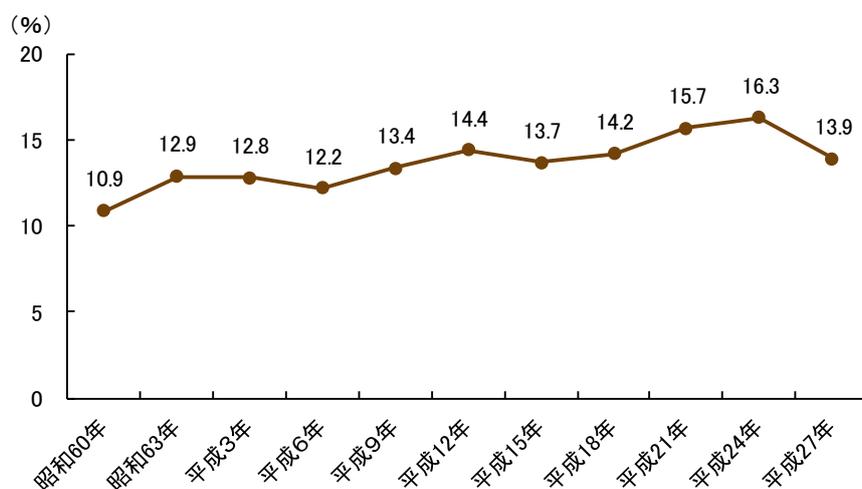
## 第6章 白石町子どもの未来応援計画

### 1 はじめに

我が国全体における少子高齢化や世帯構造の変化、様々な社会経済状況の変化によって、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、子どもたちが自分の個性・可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、我が国全体の重要な課題となっています。

平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は近年上昇傾向で推移していましたが、12年ぶりに減少（13.9%）したと発表されています。

我が国の子どもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

しかし、国際的にみると日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均（13.5%）をいまだ上回っています。

国においては、こうした貧困の一因としての世代間の「貧困の連鎖」を課題視し、子どもの成育環境の整備と、教育を受ける機会の均等化を図り、生活の支援、保護者への就労支援、経済支援などを併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に策定し、令和元年11月に改定しました。

本町でも、こうした動きを受け、子どもと子育て家庭に最も身近な地域の取組の方向性を示していくことが求められています。

#### 《法律制定の意義》

- ◇「子どもの貧困」に焦点をあてた法律が制定され、子ども期の特性に即した対策の推進の明文化
- ◇内閣府、文部科学省、厚生労働省など省庁横断的な対応
- ◇国だけでなく地方公共団体が子どもの貧困対策に取り組む法的根拠
- ◇住民をはじめ多様な主体の取組の活性化を推進
- ◇子どもの貧困の状況、施策の実施状況を毎年報告

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

子どもの貧困率が上昇傾向であることから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立、「子供の貧困対策に関する大綱」の制定など、子どもの貧困への社会的な支援が特に大きく取り組まれるようになってきています。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、本町の未来を支える子どもの成長を応援するための総合的な政策方針として、本計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づく計画であるとともに、「白石町子ども・子育て支援事業計画」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとします。

また、「白石町総合計画」、「白石町地域福祉計画」に定めた政策理念のもと、教育、保健などと連携しながら、子どもの最善の利益を実現する計画とします。

### (3) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や法整備の状況等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

### 3 子どもを取り巻く状況

#### (1) 統計データからみた子どもを取り巻く状況

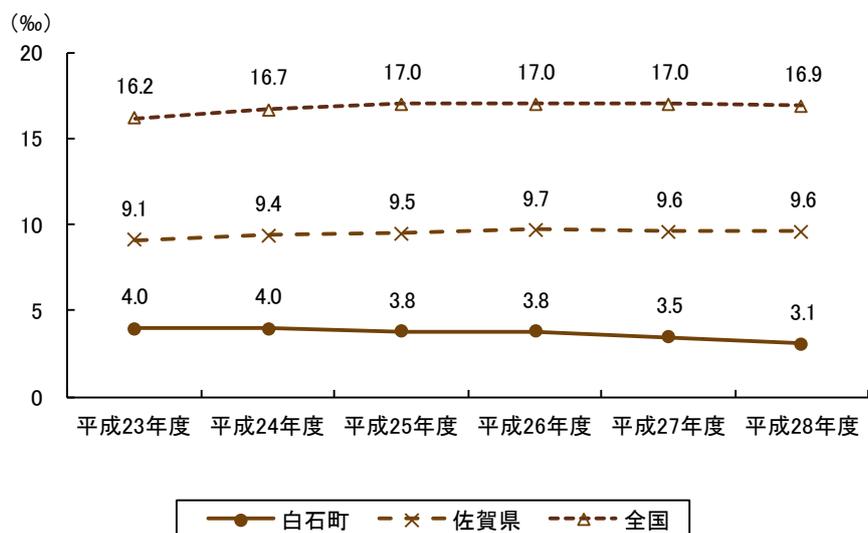
##### ①生活保護の状況

本町における保護率（人口に対する生活保護を受けている人数）は、全国や佐賀県と比較すると低くなっており、低下傾向となっています。また、被生活保護世帯数、被生活保護世帯人数ともに減少傾向となっています。

生活保護に関する指標の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
被生活保護世帯数（世帯）	73	73	70	68	69	63
被生活保護世帯人数（人）	101	100	94	91	84	73
保護率（‰）	4.0	4.0	3.8	3.8	3.5	3.1
保護率（佐賀県）（‰）	9.1	9.4	9.5	9.7	9.6	9.6
保護率（全国）（‰）	16.2	16.7	17.0	17.0	17.0	16.9

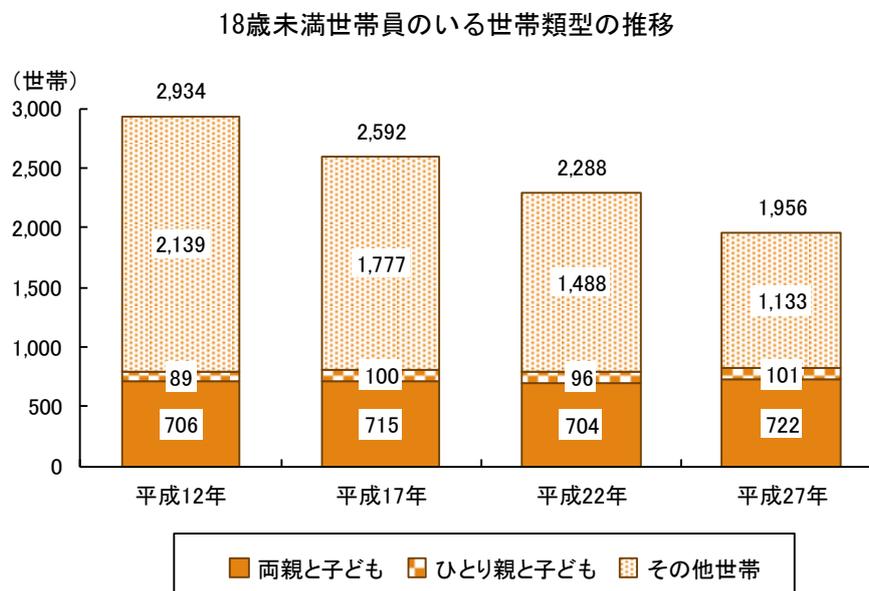
保護率の推移



資料：佐賀県統計年鑑（白石町、佐賀県）、被保護者調査（全国）

## ②ひとり親家庭の状況

世帯数が減少している中で、ひとり親と子どもの世帯は、やや増加傾向にあり、平成12年は89世帯でしたが、平成27年は101世帯となっています。



## (2) アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

### ①調査の概要

#### <調査の目的>

本調査は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講ずるに当たり、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本町の課題や特性を踏まえた子どもの貧困対策に係る基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### <調査の概要>

- ・調査対象者：町内小中学校に通う小学4年生から中学3年生までの児童・生徒  
小学1年生から中学3年生までの児童・生徒の保護者
- ・調査期間：平成30年11月8日～平成30年11月26日
- ・調査方法：小中学校を通じて配布・回収

対象	配布数 (A)	有効回収票数 (B)	有効回収率 (B) / (A)
保護者	1,141	1,071	93.9%
児童・生徒	1,209	1,123	92.9%
合計	2,350	2,194	93.4%

#### <本調査分析における生活困難層の定義>

本調査においては、下記の内容に該当する層を生活困難層としています。

なお、今回の定義は、本町の生活困難層の実態を把握するための便宜上のものであり、本町の貧困層の割合を示したものではありません。

- ア. 「世帯年収（問29）」を表1の「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」に当てはめて該当した層
- イ. 「以下の事を与えているか（問10）」の①～⑦で「与えていない（させていない）」もしくは「経済的に与えられない（させられない）」を2つ以上選択した層
- ウ. 「お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがあるか（問31）」の①～⑥で「よくあった」もしくは「ときどきあった」を1つでも選択した層、又は、「経済的な理由により、進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことがあるか（問32）」で「ある」を選択した層

以上のア～ウのうち、2つ以上に該当した層を生活困難層と定義します。

問29 上記で答えていただいた、世帯全体の1年間の収入（税金等を差し引く前の税込金額）を合計した総額を教えてください。（1つに○）

1	50万円未満	9	400～450万円未満
2	50～100万円未満	10	450～500万円未満
3	100～150万円未満	11	500～600万円未満
4	150～200万円未満	12	600～700万円未満
5	200～250万円未満	13	700～800万円未満
6	250～300万円未満	14	800～1,000万円未満
7	300～350万円未満	15	1,000万円以上
8	350～400万円未満	16	わからない

表1 世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分

	貧困線	対応する世帯年収	相対的貧困層となる区分
2人世帯	177万円	196万円	200万円未満
3人世帯	217万円	249万円	250万円未満
4人世帯	250万円	288万円	300万円未満
5人世帯	280万円	321万円	300万円未満
6人世帯	306万円	352万円	350万円未満
7人世帯	331万円	390万円	400万円未満
8人以上世帯	354万円	417万円	400万円未満

内閣府 平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」概要 より

問10 あなたはお子さんに、以下の事を与えていますか。または、させていますか。  
（それぞれ、1つに○）

	与えている (させている)	与えていない (させていない)	経済的に 与えられない (させられない)
①子どもの年齢に合った本	1	2	3
②子どもが欲しがる服	1	2	3
③お誕生日のお祝い	1	2	3
④おこづかい	1	2	3
⑤1年に1回くらいの家族旅行	1	2	3
⑥病院への受診	1	2	3
⑦歯科医院への受診	1	2	3

問31 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがありましたか。(それぞれ、1つに○)

	よくあった	ときどきあった	なかった
①家族が必要とする食料 (嗜好品は含みません)	1	2	3
②家族が必要とする衣料 (高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません)	1	2	3
③子どもが必要とする文具や教材	1	2	3
④電気やガスなど公共料金	1	2	3
⑤家賃やローン	1	2	3
⑥給食費・学級費	1	2	3

問32 あなたの世帯では、経済的な理由により、これまでに子ども(アンケートの対象以外の子どもも含む)に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。(1つに○)

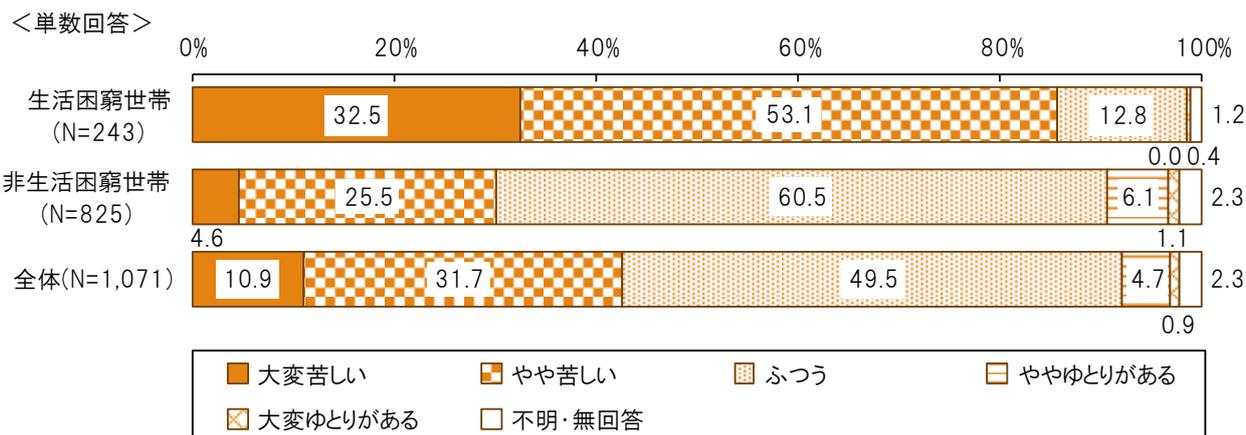
1 ある
2 これまでにはないが、今後その可能性がある
3 これまでになく、今後もその可能性はない(可能性は低い)

## ②調査結果（保護者）の概要

### <現在の暮らしの状況>

現在の暮らしの状況を見ると、生活困窮世帯では「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』が85.6%とおよそ9割を占めており、非生活困窮世帯のおよそ3倍となっています。

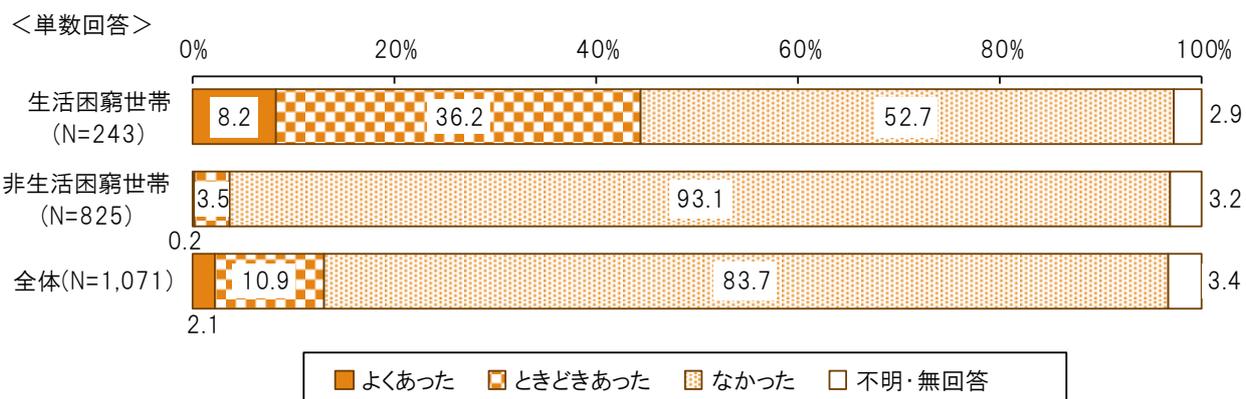
現在の暮らしの状況



### <経済的な理由により買えないことの有無—家族が必要とする食料（嗜好品は含まない）>

経済的な理由により家族が必要とする食料を買えないことの有無を見ると、生活困窮世帯では「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた『あった』がおよそ4割となっており、非生活困窮世帯と比較して高くなっています。

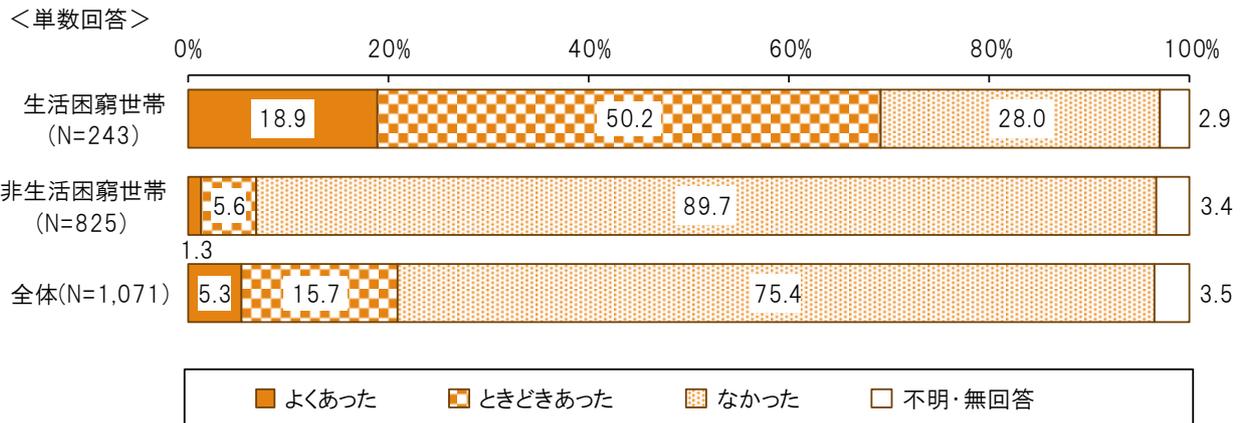
経済的な理由により買えないことの有無—家族が必要とする食料



**<経済的な理由により買えないことの有無—家族が必要とする衣料（高価な衣服や貴金属・宝飾品は含まない）>**

経済的な理由により家族が必要とする衣料を買えないことの有無をみると、生活困窮世帯では「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた『あった』がおよそ7割となっており、非生活困窮世帯と比較して高くなっています。

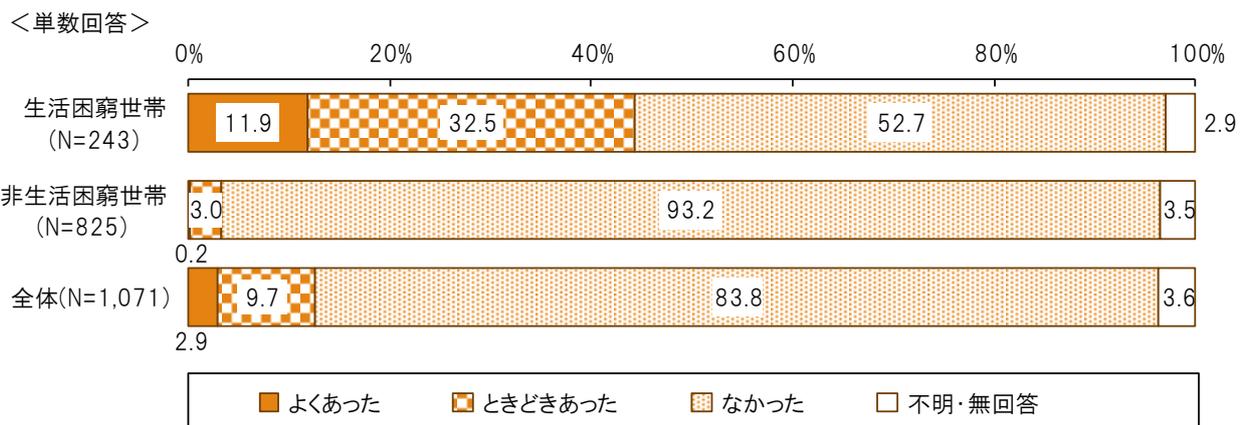
経済的な理由により買えないことの有無—家族が必要とする衣料



**<経済的な理由により払えないことの有無—電気やガスなど公共料金>**

経済的な理由により電気やガスなど公共料金を払えないことの有無をみると、生活困窮世帯では「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた『あった』がおよそ4割となっており、非生活困窮世帯と比較して高くなっています。

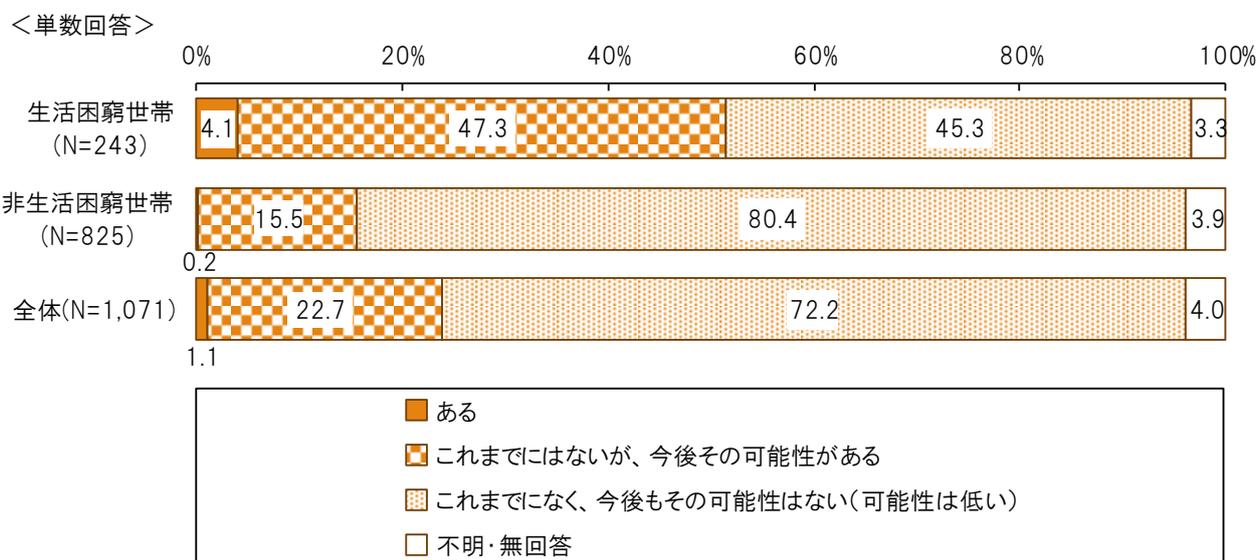
経済的な理由により払えないことの有無—電気やガスなど公共料金



### <経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたこと>

経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことをみると、生活困窮世帯では「これまでにはないが、今後その可能性がある」の割合がおよそ5割となっており、非生活困窮世帯と比較して高くなっています。

経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたこと

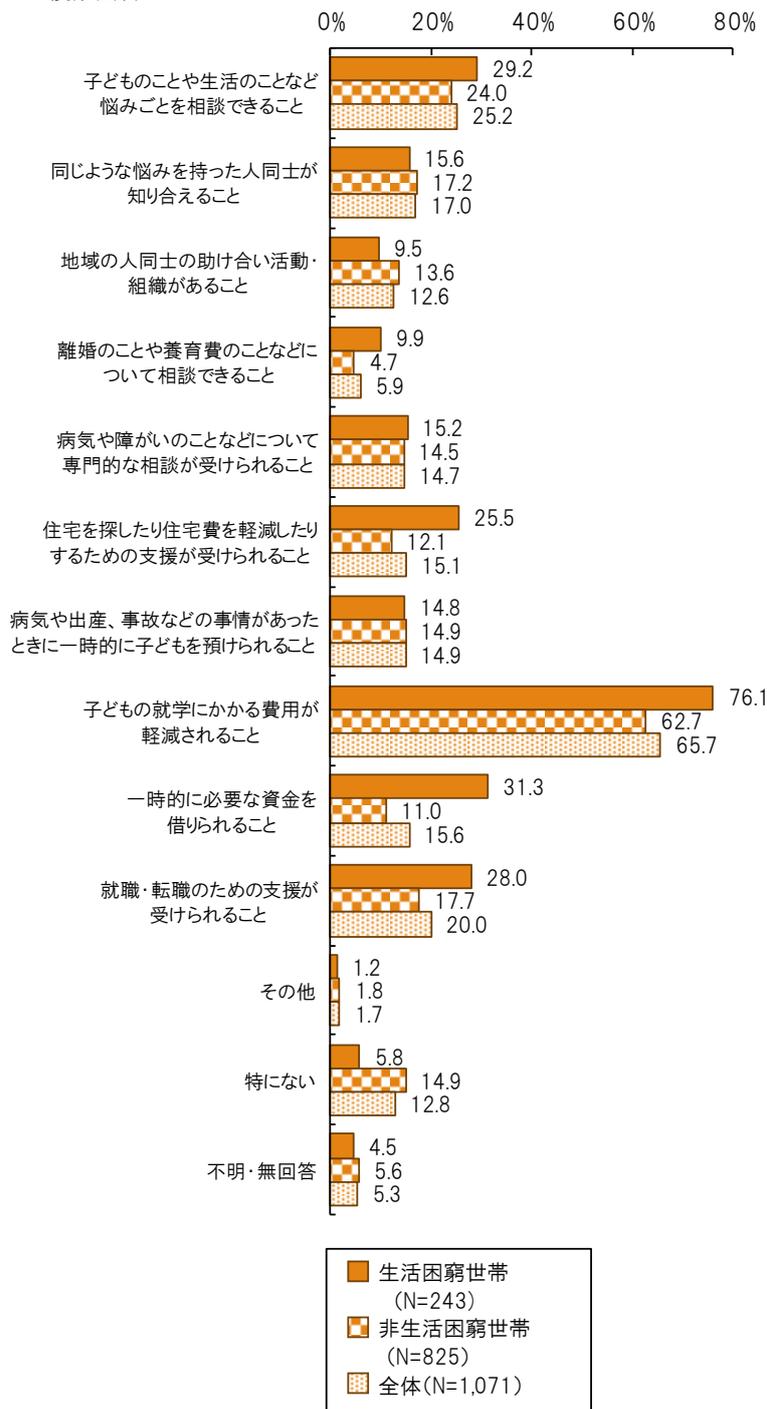


## <現在必要としていること、重要だと思う支援等>

現在必要としていること、重要だと思う支援等をみると、いずれにおいても「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、6割～8割となっており、経済的支援の充実が求められています。また、生活困窮世帯では「一時的に必要な資金を借りられること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が非生活困窮世帯と比較してやや高くなっています。

### 現在必要としていること、重要だと思う支援等

<複数回答>

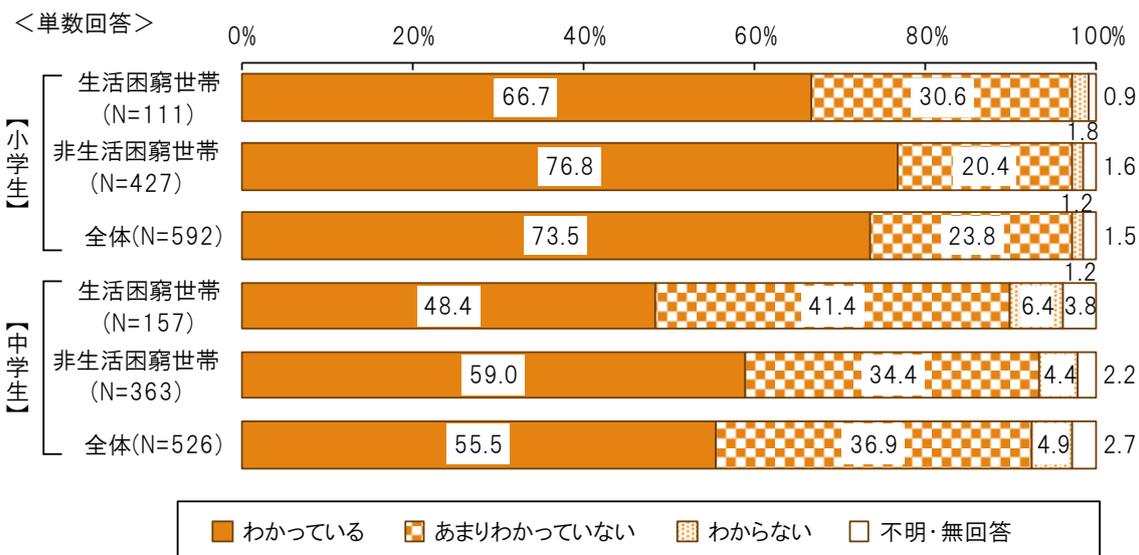


### ③調査結果（児童・生徒）の概要

#### <学校の授業の理解度>

学校の授業の理解度をみると、小学生・中学生のいずれにおいても「わかっている」が最も高く、およそ5～8割となっています。また、生活困窮世帯では「わかっている」の割合が非生活困窮世帯と比較してやや低くなっています。

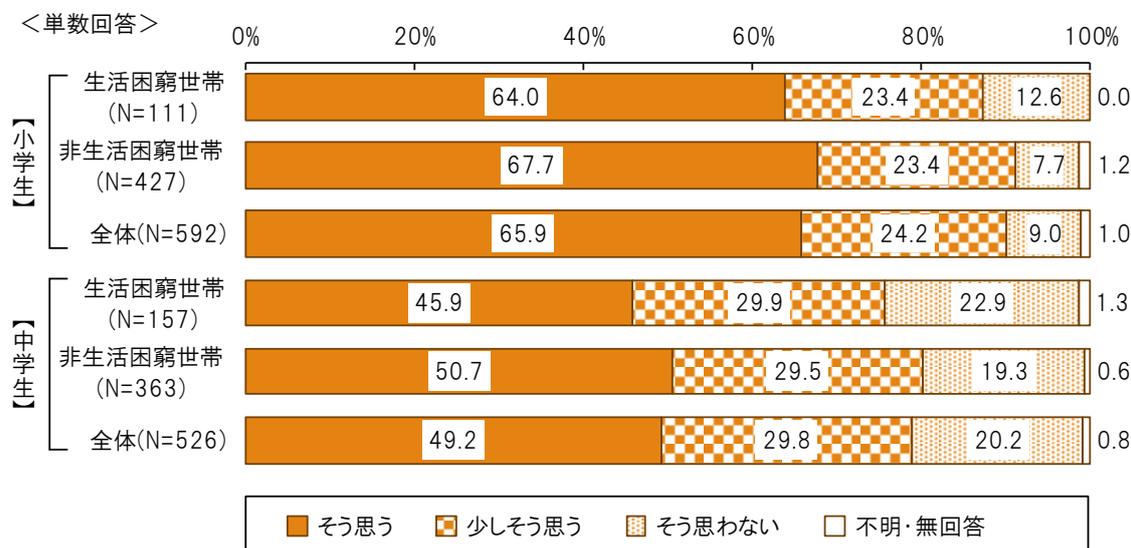
学校の授業の理解度



#### <将来の夢や目標があるか>

将来の夢や目標があるかをみると、小学生・中学生のいずれも「そう思う」と「少しそう思う」を合わせた『そう思う』が最も高く、およそ8～9割となっています。また、生活困窮世帯では「そう思わない」が非生活困窮世帯と比較してやや高くなっています。

将来の夢や目標の有無

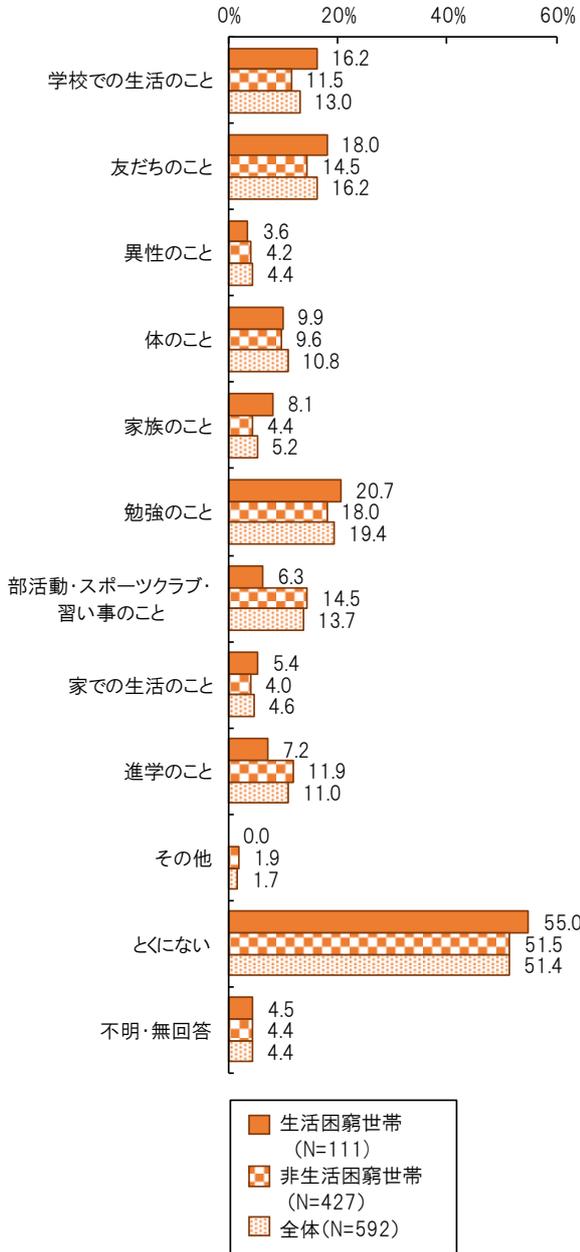


## <悩んでいることや心配なこと>

悩んでいることや心配なことをみると、小学生では「とくにない」、中学生では「進学のこと」が最も高く、およそ4～6割となっています。

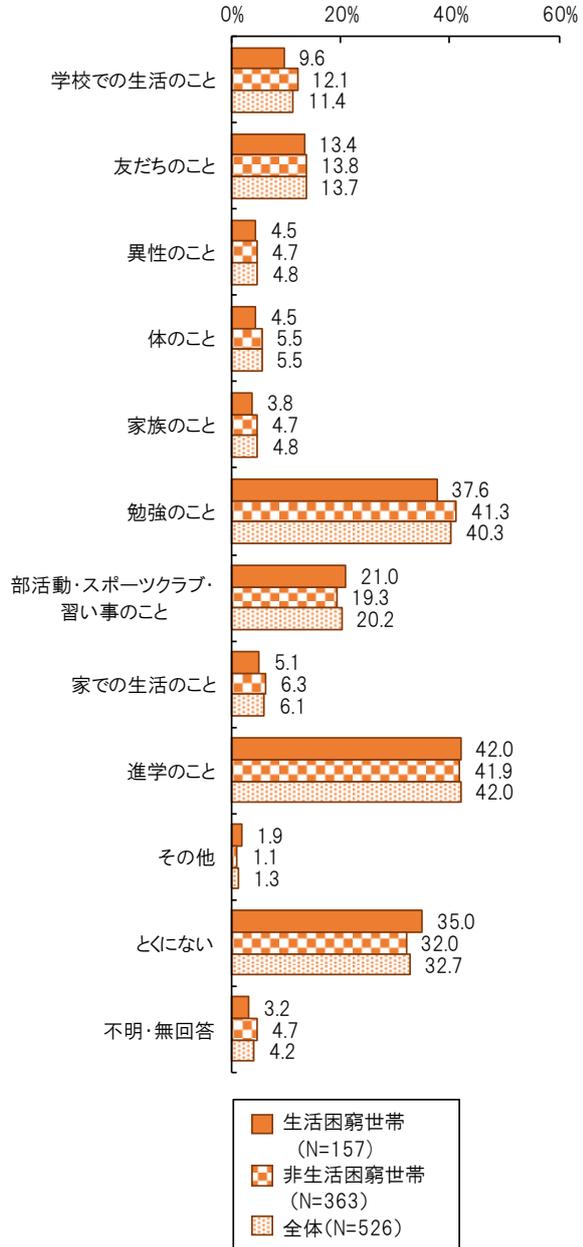
### 【小学生】

<複数回答>



### 【中学生】

<複数回答>



### (3) 白石町の貧困対策の課題

統計データやアンケート結果から、白石町の貧困対策として、以下の課題が読み取れます。

#### ① 自立した生活への支援

本町では、被生活保護世帯数、被生活保護世帯人数ともに減少傾向となっており、保護率も全国や佐賀県よりも低く、低下傾向となっています。しかし、アンケート結果の現在の暮らしの状況からは、全体の約4割は生活が『苦しい』と回答しており、生活困窮世帯では約3割が「大変苦しい」と回答しています。また、経済的な理由により、家族が必要とする食料を買えなかったことや、電気やガスなど公共料金を払えないことが「よくあった」は生活困窮世帯でそれぞれ1割前後となっています。このため、経済的にゆとりがない世帯や生活に困りごとを抱えている世帯が悩みを相談しやすい環境を整え、それぞれの世帯に合わせた支援を行っていく必要があります。さらに、こうした世帯の自立した生活を支援していくため、継続的かつ横断的な対応を行っていく必要があります。

#### ② 経済的な面からの支援

アンケート結果の、経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことについて、生活困窮世帯では「ある」は1割に満たないものの、「これまでにないが、今後その可能性がある」は半数近くなっています。また、現在必要としていること、重要だと思う支援等では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が生活困窮世帯で約7割、非生活困窮世帯でも約6割となっており、生活困窮世帯では「一時的に必要な資金を借りられること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が非生活困窮世帯と比較してやや高くなっています。このため、子どもが安定した生活を送り、教育の機会均等を保障できるよう、経済的な面からの支援を行っていく必要があります。

#### ③ 子どもに対する支援

アンケート結果の、学校の授業の理解度について、小学生・中学生のいずれにおいても「わかっている」が非生活困窮世帯よりも生活困窮世帯ではやや低くなっており、将来の夢や目標があるかについては、「そう思わない」が非生活困窮世帯よりも生活困窮世帯ではやや高くなっています。また、悩んでいることや心配なことについては、小学生は生活困窮世帯、非生活困窮世帯ともに半数以上が「特にない」としていますが、中学生では「進学のこと」が約4割、「勉強のこと」が4割前後となっています。このため、子どもたちの学ぶ意欲や生きる力を育てられるよう、子どもに対する学習支援や体験活動の場の提供などの支援を行っていく必要があります。

## 4 重点施策

佐賀県では、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の整備を図るため、「子育てし大県“さが”プロジェクト」を推進し、様々な子育て支援策に取り組んでいます。

本町の「子どもの貧困対策の推進」に当たっては、これらの関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図り、貧困の連鎖を断つというこの計画独自の視点で課題の把握に努め、次の重点施策に取り組めます。

### (1) 現在から将来にわたり希望の持てる教育支援

現在から将来にわたって、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばして、自らの希望や夢の実現に向かって挑戦できるよう、幼少期からの教育・保育の環境を整備、充実させるとともに、困難を抱えている子どもやその家庭が必要としている支援を受けられるよう、相談体制を整えます。

### (2) 安心できる生活の支援

生活困窮世帯では、経済的な問題だけではなく、心身の健康や家庭、人間関係など複雑で多様な課題を抱えていることが多くみられます。また、社会的に孤立しやすく、一層困難な状況に陥る可能性があります。このため、子どもが身体的にも、精神的にも安定した環境で生活を送れるよう、保護者や子どもに対する総合的な相談・支援を行います。

### (3) 安心を支える保護者に対する就労の支援

子どもが、周囲からの十分な関わりを受けて、安定した生活を営むためには、保護者が経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要です。そのためには、保護者が安定した就労状況のもとで、労働による一定の収入を得ることが必要となります。

また、親が働く姿を子どもに示すことは、子どもにとっては労働の価値や意味を学び、将来の就労意欲や自立心の向上を育むことができるなど、貧困の連鎖を断ち切ることにもつながる意義のあることです。

このため、生活困窮世帯の保護者などに対して、就労につながるよう、就労に関する相談や就労に向けた支援を行います。

### (4) 安心を守る経済的支援

子どもの貧困率が年々増加傾向にある中、ひとり親家庭などの生活困窮世帯にとって、経済的支援は、家庭生活の基礎を下支えする重要なものです。このため、それぞれの家庭の条件に合わせ、最低限の安定した経済基盤を保つことができるよう、様々な公的な支援を活用しながら支援を行います。

## 5 施策体系

本町では、重点施策を中心に、以下の施策体系で事業を推進します。

1	将来に希望の持てる教育支援
	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
	① 学校教育による学力保障
	・ 放課後等補充学習支援事業（中学校対象）
	・ 学校教育支援員配置
	② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
	・ 学校と福祉部局の連携整備
	③ 地域による学習支援
	・ ひとり親家庭等児童学習支援（県）
	・ 地域における子どもの居場所づくり支援
	④ 高等学校等における就学継続のための支援
	・ 白石町育英資金貸付
	(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
	① 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
	・ 保育料の負担軽減
	・ 幼児教育・保育の無償化
	(3) 就学支援の充実
	① 義務教育段階の就学支援の充実
	・ 就学援助（準要保護）
	・ 給食費の無償化（小学6年生、中学3年生）
	・ 白石町小中学生適応教室設置
	・ スクールカウンセラーの配置
	・ スクールソーシャルワーカーの配置
	② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減
	・ 白石町育英資金貸付（再掲）
	③ 特別支援教育に関する支援の充実
	・ 特別支援教育就学奨励費
	・ 学校教育支援員配置（再掲）
	(4) 生活困窮世帯等への学習支援
	① 生活困窮世帯等への学習支援
	・ ひとり親家庭等児童学習支援（県）（再掲）
	・ 地域における子どもの居場所づくり支援（再掲）
	(5) その他の教育支援
	① 子どもの食事・栄養状態の確保
	・ 学校食育推進事業
	② 多様な体験活動の機会の提供
	・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
	・ 放課後子ども教室（おどぼう倶楽部など）
	③ その他
	・ 白石町青少年育成町民会議
2	安心できる生活の支援
	(1) 保護者の生活支援
	① 保護者の自立支援
	・ 生活困窮者自立支援事業
	・ 母子寡婦連合会
	・ ひとり親家庭サポートセンター（県）
	・ 子育て世帯支援のため、相談会や研修会実施
	・ 療育支援事業（子育て相談の計画・実施）
	・ 養育支援訪問（養育支援の計画・実施・訪問）
	・ ママカフェの実施
	・ 地域子育てサークル支援

	<p>②保育等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育事業</li> <li>・ショートステイ・トワイライトステイ事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・休日保育事業</li> <li>・一時預かり保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・乳幼児健康支援一時預かり事業費（病児病後児保育）</li> </ul>
	<p>③保護者の健康確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等医療費助成</li> </ul>
	<p>④母子生活支援施設等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設等の活用（県）</li> </ul>
	<p>(2) 子どもの生活支援</p>
	<p>①食育の推進に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進事業</li> </ul>
	<p>②ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等児童学習支援（県）（再掲）</li> <li>・地域における子どもの居場所づくり支援（再掲）</li> <li>・学童保育事業（再掲）</li> </ul>
	<p>(3) 子どもの就労支援</p>
	<p>①困難を抱える子どもの就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業（再掲）</li> </ul>
	<p>(4) 支援する人員の確保等</p>
	<p>①相談職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の研修の充実</li> </ul>
	<p>(5) その他の生活支援</p>
	<p>①妊娠期からの切れ目のない支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関するネットワークの整備</li> <li>・虐待予防の取組の推進</li> <li>・妊娠、出産への健康づくり支援</li> <li>・出産準備教室（プレママ・プレパパ）実施</li> <li>・乳児家庭全戸訪問</li> <li>・乳幼児健診</li> <li>・発達に関する保育所等での指導、助言のため臨床心理士等による相談活動</li> <li>・ブックスタート事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（ゆめてらす）</li> <li>・子育て世代包括支援センターの設置</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点の設置</li> </ul>
3	<p>安心を支える保護者に対する就労の支援</p>
	<p>①親の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業（再掲）</li> <li>・ひとり親家庭サポートセンター（県）（再掲）</li> </ul>
4	<p>安心を守る経済的支援</p>
	<p>①児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・特別児童扶養手当の支給</li> <li>・児童手当の支給</li> </ul>
	<p>②母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子福祉資金貸付金等の貸付</li> <li>・未婚者のみなし寡婦控除（保育料、町営住宅使用料）</li> </ul>
	<p>③医療費の助成など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費助成</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成（再掲）</li> <li>・予防接種事業費</li> </ul>

## 第7章 計画の推進体制

### 1 市町村等の責務

子ども・子育て支援法第3条では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育て支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

国民の責務	
1	国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(子ども・子育て支援法より抜粋)

### 2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、幼稚園、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

## **(1) 行政の役割**

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、多様な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## **(2) 家庭の役割**

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、家庭が協力して子育てを進めることが重要です。

## **(3) 地域社会の役割**

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等に関わらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## **(4) 企業・職場の役割**

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

## **(5) 各種団体の役割**

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### 3 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援事業を推進することを目指します。

#### (1) 白石町内における関係者の連携と協働

良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの健診等の事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

#### (2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

#### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。